

第1回日野町議会定例会会議録

平成31年3月14日(第4日)

開会 9時00分

閉会 16時47分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤澤直広	副町長	高橋正一
教育長	今宿綾子	総務政策主監	西河均
教育次長	望主昭久	総務課長	藤澤隆
企画振興課長	安田尚司	住民課長	澤村栄治
福祉保健課長	池内潔	子ども支援課長	宇田達夫
長寿福祉課長	山田敏之	農林課長	寺嶋孝平
商工観光課長	福本修一	建設計画課長	高井晴一郎
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	日永伊久男
会計管理者	福本喜美代	学校教育課参事	山添美実
住民課参事	柴田和英		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	山添昭男	議会事務局主任	菊地智子
--------	------	---------	------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

- | | | |
|-----|----|-----|
| 10番 | 高橋 | 渉君 |
| 8番 | 蒲生 | 行正君 |
| 7番 | 齋藤 | 光弘君 |
| 6番 | 中西 | 佳子君 |
| 12番 | 池元 | 法子君 |
| 5番 | 谷 | 成隆君 |
| 1番 | 堀江 | 和博君 |
| 13番 | 對中 | 芳喜君 |

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） それでは、おはようございます。

本日ににつきましては、2項目について質問および要望をさせていただきます。よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

昨今、ちまたの中で近江鉄道について、存続がささやかれておる現状でございます。そのことにつきましてご質問をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この近江鉄道の問題については、存続そのものについては、結局、経営的に赤字になっているという観点から来ているわけですので、それにつきまして、実は近江鉄道活性化計画という形のもので今進んでいると思っております。その中で、近江鉄道の概要について説明がなされておりますので、そのものについて、まず説明をさせていただきますというふうに思います。

近江鉄道活性化計画の概要によりますと、近江鉄道は湖北、湖東、東近江、甲賀地域を結ぶ広域的な幹線交通として、沿線住民の生活に欠かせない公共交通機関である。しかし、明治29年の創立以来、長い年月を経て老朽化の進んだ施設もあり、安全確保のためにも改善が必要とされている。こうした中、近江鉄道は自家用車の普及等により鉄道利用者が減少していたが、利用促進に向けての施策や新駅の設置等の取り組みの結果、平成15年以降は利用者が増加傾向にある。しかし、安全対策や施設等へのメンテナンスの費用が増大したことなどにより、平成6年度以降、鉄道事業の赤字が続いている。このため、地域の公共交通として安全で安定した輸送を行うために、国の補助制度の活用により、施設整備に係る経費の一部を国、県、沿線市町が補助している状況にあります。このような形で書かれております。しかし、継続して赤字であるというのが現状であるというようなことでございます。

そのような中、地元新聞にも掲載されましたが、近江鉄道が廃止されるのではな

いかというような懸念、臆測が生じており、世間を騒がせているのが現状でございますし、もし廃止ということになれば、日野町も大きな影響を受けることとなりますが、その影響をどのように見ておられるのかお聞きいたします。

一方、先ほど申し上げましたように、平成24年度より近江鉄道、沿線市町、県合同による近江鉄道の維持、改善に向けての近江鉄道活性化計画が平成33年度を目標に行われていますが、現状の進捗状況をお聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

高橋議員から近江鉄道の存続についてご質問をいただきました。

近江鉄道というのは大変大事な役割を持っておりまして、これの廃止ということになりますと、通勤、通学への影響、商店街のにぎわいの低下、県内外からの観光客の減少などが懸念をされるところでございます。

近江鉄道活性化計画の進捗状況についてでございますが、この計画では近江鉄道の維持、確保改善に向けた安全対策、バリアフリー化、乗り継ぎ改善、運行本数の確保、利用の促進の5つの課題を踏まえ、5つの基本方針を掲げ、目標達成のための施策とスケジュールを示し、安全な輸送の確保を基本に各種イベントに取り組むなど、利用促進など、事業者を中心に取り組んできました。しかし、平成6年以降から慢性的な営業赤字が続き、平成28年には過去30年で最大の約3億円の赤字を計上する事態となり、これを受けて、近江鉄道から、平成29年12月に、単独で鉄道事業を維持するのが将来的に困難になると発表されました。その後、沿線の自治体などに協議を求められ、今日に至っております。滋賀県を中心に、近江鉄道存廃の検討を中心に協議を進めておる状況でございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 町長から答弁をいただきました。

重大な事案であるというような形の受け止め方をされていることをお聞きいたしました。少し内容についてお聞きいたしたいというふうに思います。

もちろん鉄道を利用されている方については影響を受けるわけなんですけど、実際に今の状況なんですけど、乗降客の状況の問題、それから、乗降客の中身、例えば通学に使っている、日野高校における通学者が何人いるとかいうようなところ、その辺まで把握されての影響を考慮しておられるのかどうか。あるいは、日野町における西の玄関口となっている、そのような中で、日野町の中心街における影響は、どこがどのような影響を受けるのか。その辺のところも試算をされているのかどうかお聞きいたしたいと、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） おはようございます。

ただいま、高橋議員からご質問いただきました部分でございます。

近江鉄道についてでございますが、その影響についての今の現状、乗降客の現状はどうなのか、また、いわゆる町の玄関口として中心市街地等への影響はどうなのか、こういうような話でございました。

まず、乗客の状況でございますが、実際、皆さんもご存じだと思いますが、朝夕の中学生、高校生を中心とした方がかなり多いのはご存じだと思います。特に、部活等がないときの、一斉に帰られるときのホームというのは、大正とは言いませぬけども、昭和のそこそこ利用者の多いときぐらい、真っ黒になるぐらいおられるときがございます。そうした中で、一斉にそうした方々が帰られる、通学されるということになると、非常に大きな影響があるんだろうなということが予想されるわけですが、実際に町の方で把握しております、近江鉄道でも把握している部分でございますけども、2015年ですから、今から三、四年前の調査でございますけれども、その調査結果の中でも、今と傾向はほとんど変わっておりませぬけども、大体1日1,000人ぐらい利用ということになっています。その1,000人のうち7割がほとんど通学でございます。あと、通勤の関係の定期関係といいますと、1割に満たないという状況でございます。

そうしたことから、実際には中高、特に高校生です。高校におきましては、全県の部分も含めて、水口方面も、それから八日市方面も、両方からたくさん来られていますし、日野からも両方に出ているということで、日野駅の利用としては、そこが中心になっているのが現状でございます。そうした中で、先ほど言いましたように、実際に鉄道があるから通えるという部分がございますので、そこでもし鉄道がということになってくると、本当に自分が行こうと思う、例えば彦根方面ですと、今は鉄道でそれなりに直接行けますけども、それに行けなくなると、彦根の方へ下宿するわと、こういう話になってくると、またこれも大変なことじゃないかなというふうに思っております。そうした意味では、一番影響を受けていくのもそうした高校の関係になってくるのかなというふうに考えております。

あと、中心市街地への影響と申しますと、特に鉄道そのものというよりは、今、既に日八線も一応ございます。ただ、もう1点は、やはりその部分が、近江鉄道自体がなくなるというのか、代替でやるのか、いろいろな方法がこれから議論されるわけですが、そうしたときに、やはりどうしても貴生川方面からのアクセスが弱くなっていくということがございますので、そうした意味でいいますと、町に来てもらえる、町としても紹介しているルートとしては貴生川方面からの来るルートも紹介を当然しておりますし、JRからいけばそちらの方が近いのでそちらの方にさせてもらっていますし、直接乗り入れられるということで案内をさせてもらっています。八幡の方もバスがございますし、八日市経由という形になっていますので、そ

ういう形でいいますと、中心の町なかへの影響としましては、観光客も含めまして、また違う意味、こちらに住んでいる人が甲賀方面に行くということでは大きな影響が出てくるのではないかというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 近江鉄道、各駅多々あるわけですけど、日野駅の乗降客の人数なんですけど、5番目ですか。結節点になっております彦根であり、八日市であり、近江八幡であり、それから貴生川と結節点になっているわけです。その次に乗降客が多いのは日野じゃないですか、多分そうだと思います。古い資料で申しわけないんですが、調べた結果そうになっておりましたので、現在もそう変わりはないんじゃないかなというふうに思っています。そういった意味で、影響を受ける頻度としては日野駅は非常に大きい、こういう感じで捉えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。そういった意味で、貢献性についても、日野というのはそういった意味で貢献しなきゃいけない位置づけになるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、今出ておりましたように、高校生もかなり通学に近江鉄道を利用されているという現状と聞いております。つい最近まで日野高校の存続という問題があったと思うんですけど、もしそういった形になれば、これはまた日野高校における存続性という形のものについて論議される場面が出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういったときに、影響というのはどういう形で出てくるのかな。例えば、日野高校の廃止だけにとどまらず、そうしますと、日野中学校まで影響を及ぼす環境が出てくるんじゃないか。例えば日野高校がなくなるということについては、どこかの高校に行かなきゃいけない。そうすると、それに伴って、じゃ、日野に住んでいる意味というんですか、近くにある高校に通うには、日野から出ていった方がいいんじゃないかなという部分も少なからず出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういった意味でいいますと、この波及性という形のものについては、非常に広がりがあるんじゃないかなというふうに思っております。ましてや今、日野駅舎というのは多くの方の寄附をいただいて新しくされた、改築した現状です。そういった形の部分についても、日野駅舎というものに対しての寄附をされた方に対しても、やはり鉄道として残す必要があるんじゃないかなと、こういう観点からも近江鉄道に関しての存続というのは非常に重要になってくると思います。

そういった意味でお願いしたいのは、熱意を持って存続に向けてやっていただきたいということでございます。今協議されている部分については、平成33年度までに計画が完了するという形になっておりますが、できる範囲、できることについては早期にやるという形のもの、駅舎の今の改築もそうなんですけど、そういった意

味で進める必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、検討を1つしていただきたいのは、乗降客の増加に向けて今、直接的に近江鉄道に関して補助をやっているわけなんですけど、何か住民がかかわるような形の助成というのは、乗降につながるように策が組めないのかどうか、ここを検討していただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺をひとつよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

最後に、町長、存続について今申し上げましたけど、存続に対する決意だけお聞かせ願いたいなと、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 近江鉄道の存続については、大変大事な課題であるというふうに私たちは認識をしております。今ほどお話ありましたように、日野町があって、百数十年前から日野の商人などが中心となって近江鉄道を開設した、こういう歴史的な経過もある。そういう経過も踏まえて駅舎の再生も進んでおる。そして、そういうことを基軸としてこの町も発展してきた。そして、ご指摘のとおり、日野高校もある。そういう意味では、やはり近江鉄道はなくてはならないものと、こういうふうに思っておりますので、そういう立場でしっかりと県や沿線市町と近江鉄道と協議をしまいたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） ぜひ、そういった意味の中で、熱意を持って1つ取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

それで、2項目めの質問に入りたいと思います。

森林環境譲与税についてお尋ねをいたします。これにつきましては、昨日、2名の方の質問がありました。若干重複するところがあると思いますが、その辺はご容赦願いたいと思います。

森林環境譲与税が2019年度から2024年度の森林環境課税に先行して施行されます。譲与税の目的は、放置されて荒廃している森林を整備することによって地球温暖化防止のために森林吸収源とする、また山崩れなど災害の防止、水源の確保などであり、放置しておく国民の生活に悪影響を及ぼすために、急務の課題として創設されています。考えますと、今、福祉、環境、子育て、多方面によって税の必要なことがあるわけなんですけど、それに先駆けて特定財源のもとにこれを進めるということに関しては、非常な決意で国は進めているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の認識もしなきゃいけないと、こういうふうに思っております。

譲与税の使途につきましては、市町村が管理する新たな森林管理システムの創造のもと、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の森林整備およびその促進に関する費用、都道府県が行う森林整備に対する支援等

に関する費用と定められております。

そこでお尋ねをいたします。

各市町の森林の状況には違いがあります。日野町としての整備のあり方をお尋ねします。

2点目には、実施にあたっての課題は、今、何かをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 森林環境譲与税についてご質問いただきました。

まず、日野町としての整備のあり方についてでございますが、町内の6,115ヘクタールの森林についてゾーン分けを行い、順次、所有者の意向を聞きながら間伐、保育、造林の森林整備を行うことといたします。森林整備は、植林から伐採に至るまで50年余りの期間を要することから、長期の対応が必要になってくるところでございます。

次に、実施にあたっての課題でございますが、新たな森林管理システムについては、県から一定のスケジュールを提示されていますが、意向調査等、相手の伴うことであるため、滞りなく進められるか懸念があるところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 今、答弁をいただきましたが、昨日のお二人の方の質問の中でもあったことを若干整理いたしますと、実施にあたっては所有者不明の森林の解消、境界の策定などの作業が必要であるというようなことが1つ出ておったというふうに思います。2つ目には、市町が意向調査、森林管理事業などを行うための体制の強化をしなきゃいけないという形のものが出ていたというふうに思います。それから、意欲と能力のある林業事業者の育成をしなきゃいけないということが必要であろうと出ておりました。それと、市町と県の役割の明確化をしなきゃいけないだろうと、こういうようなことが出ておったと思います。それから、事業にかかわる質問や要望に迅速に対応できる体制をつくらなきゃいけないだろうと、このようなことが出ておったんじゃないかなというふうに思います。それから、町独自で何をするかという形のものについての課題が残っていると、このような形の整理がされていったんじゃないかなというふうに思います。

そういった中において、今出ておりましたが、まだ始まったばかりですので、非常にこれからの作業等が多くなってくるわけなんですけど、一番心配しておりますのが、今の体制の中で、言いましたようなことが、人力的な要素を含めて、本当に実現できるかどうかという形のもの懸念されるわけです。そういった体制づくりの中においては、これは市町における差が相当出てくるんじゃないかなという形がします。率直に申し上げまして、現状の人員体制という中において、農林課の中で本当にどれだけ進められるのかどうかという形のもの懸念されるわけでございま

す。この31年3月末までに、県は市町との情報の共有をしたいという形ですよ、1つは、市と県との間の中で。それから、役割の明確化、これは国と地方との役割の明確化をしたいというような形が出ておりましたし、それから、市町における執行体制の整備をする、このような形が31年、この3月末までに実施計画の中に上がっておりますが、そういった意味の中で、現状、そういったものについてどこまで進行しているのかお聞かせを願いたいと、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 体制づくり、進行についてというようなことでございます。

新たに森林経営管理法案というのができまして、それに基づく中で、森林所有者であったり町の体制、進め方というのでも出てまいります。町で一定進めていきますまでに意向調査等々がございますが、それよりも前に、実施する区域のゾーン分けをしていくという前段階の準備がございますので、その段階から町がしていく、町の作業になるわけでございますけれども、それについては意欲ある経営体というもの、滋賀県の方が認定されます。それは、具体的に名前を申し上げますと、滋賀中央森林組合になるわけでございますが、その滋賀中央森林組合とも、実施にあたっての内容であるとか進め方であるとか、業務の内容についても一定相談、アドバイスを受けながら今後の計画をつくっていきたいというふうに考えています。

今の体制の中で言いますと、前段階のスケジュールといいますか計画づくりというふうになってございますので、今の体制の中でやりくりは可能であるというふうにも考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 課長、質問をさせていただきますが、これを進めるにあたって、本当に現状の人員的な要素の中でクリアできるような形なのかどうか、軌道に乗ってきた場合に関してはある程度の形で進むと思うんですが、立ち上げるまでの部分、軌道に乗せるまでの部分、相当なエネルギーが必要だと、こういうふうに思います。ややもすると森林組合に丸投げ、このような形にならないように、町がイニシアチブをとって進められる体制というのは必要なんですけど、ややもするとそんな形になる。これは、人員体制の問題が非常にしっかりしないとこういう形になるわけです。その辺については、これから、農林課だけでできる問題じゃないですので、町全体としてのその辺の部分はどうか考えられるかというような形のものがあるわけなんですけど、その辺の認識はお持ちだというふうに思うんです。その辺のことをお聞きしたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 森林整備にあたりましては、森林の所有者から町に委託を受けて、町から森林組合に再委託するような流れにはなるかと思っております。作業に関

してはそういう形になりますが、前段階の計画におきましては、当然のことながら町の方がリーダーシップをとっているいろんな計画から定めていかななくてはならないというふうなことで認識は持っておりますし、町全体での森林区域を捉まえての部分もありますが、まずはゾーン分けをしていって、細かい段階の中から進めていかななくてはならない、細かくゾーン分けをしていって対応していくという部分につきましても、森林整備協議会というのができますので、そこからのアドバイスを受け、また森林組合からのアドバイスを受け、よりよい方向で進めていきたい、いく必要があるというふうにも考えておりますし、その中では一定、町の方の職員の対応、体制の中でも進めていけるというふうに思っております。実際に作業にかかるのは3年、4年先になるかとは考えておりますけれども、何せ初めてのことで、早い段階からちょっとずつでも取り組みを進めていく必要があるなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 町長にお聞きしますが、今言いましたように、本当に農林課さんの今の人員体制だけでできるかどうかという形の部分が懸念をしているんです。そういった意味の中で、森林環境譲与税というのは国民からの新たな負担をいただくという形のもので、譲与を受ける側については、やはり適正な森林税の活用をしなければいけないと、こういう義務を負っていると、こういうふうに思うんです。その成果を明確に出す必要があるんじゃないかなと、そのためには出さなければいけないと、こういうふうに思うわけです。そういった意味で、自覚は十分してもらっていると思うんですが、その体制づくりについては、本当に農林課さんだけでの人員体制でできるのかどうか、何かフォローはできないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 高橋議員ご指摘のとおり、住民の皆さん、国民の皆さんに新たに環境を守るということでこの税金をお願いするということになって、国全体の中で議論がされたところでもあります。そして、それが合意に達したというのは、やはり日本の国土を守るためには森林の整備がきちんとあって、そしてその裾野に広がる里山、そして里、そして川下の方で人々が暮らす、一体となって国土、地域を守っていく、そのためには山の整備というのは大変大事な観点なんだ、いろんな機能を持つ山林資源を有効活用すべきだ、こういう中で新たな税金が設けられたものがありますので、当然その執行にあたっては、我々自治体、都道府県、市町村は、しっかりとその法律の趣旨に沿った形で執行していかなければならない。これは、例えば森林がほとんどないような草津だとか守山だとか、そういうところにも配分されるということになるわけでありまして、面積割だとか人口割だとか、いろんな

ところで配分されるわけでありますので、トータルで、地球環境という大げさになるかも分かりませんが、環境整備、そのための大事な森林整備、こういうことになっておるわけでございます。

ただ、ご指摘のように、じゃ、林業関係の技術職員がそれだけいるのかというと、そういう者はなかなかいないわけでありまして、県には林業職の職員がいるわけですが、市町村の中に林業専門の職員というのはほとんどいないし、町レベルでいえば全くいないと言っても過言ではないということでありまして、そこは県森連、県の森林組合連合会だとか林業協会だとか、そういうノウハウを持ったところと、この森林税を活用しながら執行体制も充実させていくということになっておりますので、そういう県全体の仕組みの中で、日野町もそのアドバイスを受けながらやっていくということになります。

今、農林課長が現行体制の中でということではありますが、どこの職場も、いろんな課題が出てきまして、それに見合う人員増を直ちにとというのはなかなか難しい状況ではありますが、今後の事業執行の中で、日野町全体の事務の執行の中でどういうふうな人員体制をしていくのかというのは、トータルの中で当然議論していかなければならないものと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 町長から十分認識していただいているというようなお言葉をいただいたところでございます。

ただ、執行体制については、日野庁舎全体における人員体制というのはもちろん考えなきゃいけないというふうに思うんですが、しかしながら、これを見ますと、かなりハードな時間を要するんじゃないかなというふうに思います。当面の間だけでもそういった形の体制が組めればいいんじゃないかなというふうに思うところでございますので、その辺のところもぜひ検討をお願いしたいと、こういうふうに思います。ひとつよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に、8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

本題に入ります前に、まず、3月議会であり、私のこれまでの慣例により、3月末日をもってめでたく定年退職を迎えられ、長年の公務員生活に別れを告げられる、ひな壇におられる管理職の方をはじめとする退職者の方々に、今日までの長年のご苦勞に感謝を申し上げます。

今年の定年退職者は昭和33年度生まれの方であります。4年制大学卒業生の方であれば、現在のこの日野町役場庁舎となってからの第1号の新入職員であります。

大窪にありました旧の日野町役場庁舎に勤務経験のない方もあります。また、この年、昭和56年は、びわこ国体が開催され、日野町では相撲競技が開催されました。退職者の方々の記憶に深く刻まれているかと存じます。

西河 均総務政策主監は、私が企画財政課長のときに、また教育長のときに、私を支えていただきました。私的にはHYGCで楽しいひとときを一緒に過ごさせていただきました。議員となりましてからは、議会事務局長としてお助けをいただきました。ありがとうございました。

通常ですと、席におられる増田昌一郎税務課長、昨日も少しお話をしておったんですが、本日は1年中で最も税務事務が煩多な確定申告事務につき、この場におられません、一言述べさせていただくこととさせていただきます。増田課長は税務課勤務が長く、半分为税務課勤務だったそうでございます。私には税務課勤務経験がありませんので、仕事での接点は少なかったのですが、同じ西大路地区職員会で、また、私的には役場内での数少ない中日ドラゴンズファン同士として、中日球場、今のナゴヤ球場やナゴヤドームへ一緒に行きました。

日永伊久男生涯学習課長は教育畑一筋、文化財専門職であられましたので、私が教育次長のときに支えていただきました。私の記憶が確かならば、私と同じくテレビで放映されていました人形劇「三国志」のファンであり、当時、そのことから親近感を覚えたところでもあります。

ひな壇の3名様に加えて、福祉保健課の徳永久嗣参事、学校教育課の藤崎洋子参事、総務課の岡本勇男主査、日野小学校の井上弓子用務員の4名、計7名の方が定年退職者と聞き及んでおります。このほかにも、3月末日をもって定年を待たず早期退職をなされる方が4名おられると聞き及んでおります。また、このほかに、昨日もただしたところでございますが、年度途中で退職をなされるお若い職員が2名おられました。

ひな壇におられる管理監督職員をはじめとする都合13名の退職者の皆さん、長期間にわたり日野町発展のため並々ならぬご尽力をいただき、まことにご苦労さまでございました。ありがとうございました。

次に、去る1月11日、西大路自治会が町長との面談に企画振興課を訪れましたとき、企画振興課の全職員が起立して我々を出迎え、帰る際にも全職員が起立してお見送りを下さいました。昨年11月20日、蒲生郡町村議会議長会行政視察研修会で東京都荒川区役所議会事務局を訪れましたときと同様の接客対応を受け、驚くとともに、日野町役場職員もなかなかやるなど感動を覚えました。

次に、昨年の9月議会に一般質問で取り上げ、先進地に学ばれるよう申し上げ、12月議会の冒頭にも竜王町さんに学び続けていただきたいと申し上げましたマイナンバーカードの交付申請サポートを日野町においても2月1日から実施されました

こと、また、昨年の12月議会に一般質問で取り上げました子どもの医療費助成、全国的に少数派、滋賀県内の町で日野町のみの一診療報酬明細書当たり500円の一部負担を今年の10月1日から廃止されますこと、この2点につきましては、私の提言を取り上げていただき、喜んでおります。

次に、町長に一言、苦言を申し述べます。

1月3日付の滋賀市民新聞、蒲生ニュースに「新春インタビュー 藤澤日野町長に聞く」が掲載されました。この中で、市町村合併から今年で13年目を迎えるが、当初から貫いている単独行政のメリットとデメリットは何かとの問いに対し、町長は、デメリットは感じておりませんと答えておられます。何事にも、手にも裏、表がありますように、メリットとデメリットは一对のものであり、必ずメリットがあればデメリットもあります。一例を挙げますと、日野町と蒲生町とが合併しなかったから市にならなかった。このことから日野警察署がなくなり、西大路駐在所がなくなり、運転免許更新も日野町内でできなくなりました。デメリットに目をつぶるのではなく、デメリットを直視した行政を町長に求めておきます。

今議会もまたまた前置きが長くなってしまいました。それでは、前置きはこの辺までにいたしまして、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今議会も分割方式にて質問を行わせていただきます。

私は今日まで、全議会の31回にわたり一般質問を行ってまいりました。そして、題名はなるべく短くすることを心がけてまいりました。今回は逆に、質問の意図が題名からもよく分かるようにするため、少し長くしてみました。

それでは、まず、第1問目の質問、第6次日野町総合計画と町の未来を切り開く構想についてお伺いをいたします。

日野町は、平成31年の年明けとともに、2021年度からの第6次日野町総合計画策定に向けての住民意識調査に着手されました。私は、このことを知り、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、法的な策定義務がなくなりましたが、多くの自治体が各自治体の総合計画条例や議会の議決すべき事件に関する条例、また自治基本条例等により、議会の議決を経て定めることを規定なされておりますことから、なぜ日野町が条例を定めず着手されたのかをただず一般質問をこの3月議会で行おうと調査、研究を行ってまいりました。そこで、安田企画振興課長にも資料調査の依頼をお願いいたしておったところでございます。ところが、2月21日に、3月議会に日野町総合計画策定条例の制定についての議案が出されることを知り、質問内容を急遽変更することになってしまいました。

私は昭和56年に議会議決を経て策定されました第2次日野町総合計画の作成担当者でもありましたので、今日までの日野町総合計画につきましての歴史をここで振り返ることといたします。

昭和の市町村大合併後、昭和31年6月30日に、市町村合併を行った市町村の新市町村建設計画の実施を促進して新市町村の健全な発展を図るため、新市町村建設促進法が施行されました。昭和30年3月16日に7カ町村の合併で誕生いたしました新生日野町は、この新市町村建設促進法に基づきまして、今日の総合計画に当たります日野町建設計画を昭和33年8月12日の議会で議会決議されました。当時の作成担当者は鎌掛の岡 孔一さんでありました。

昭和44年3月25日の地方自治法改正により、第2条第4項に、市町村はその事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められ、総合計画の基本部分である基本構想の策定が地方自治体に義務づけられました。この法改正により、全国の地方自治体が総合計画を策定することとなり、日野町は昭和47年1月14日、将来像を「緑も暮らしも豊かな日野町」とし、昭和46年度から55年度までを計画期間とする日野町総合発展計画基本構想の議会議決を得ました。当時の作成担当者は村井の植田 実さん、担当課長は木津の岡 長次郎さんでありました。

なお、議会の正面、杉浦議長さんの後ろに掲げられています、この日野町の旗が緑色なのは、この将来像、「緑も暮らしも豊かな日野町」の緑がこの町のイメージカラーであるとし、昭和53年11月3日の三重県松阪市との文化交流都市締結時に町旗が必要となり、当時、役場の町長公室職員でありました私、蒲生行正の発想から緑色の旗となったところでございます。

第2次は、開発事業優先の発展計画と、こういう名前から町政全般の総合計画に改めるため、名称も総合発展計画から総合計画に改められ、昭和56年3月26日、将来像は第1次を受け継ぎ「緑も暮らしも豊かな日野町」とし、昭和56年度から65年度までを計画期間とする第2次日野町総合計画基本構想の議会議決を得ました。当時の作成担当者は私、蒲生行正、担当課長は村井の山村辰雄さんでありました。

当時は議会内に委員9名からなる日野町総合計画基本構想特別委員会が設置され、集中審議が議会でもなされました。委員長は青木韶郎さんであり、現議長の杉浦和人議長さんは当時、この9名の特別委員の委員でられました。この委員会の席で、日本共産党の大塚真二委員が、第1次の開発事業優先から第2次は町民優先に改まったので、第1次のときには反対したが今回は賛成すると言われ、賛成していただきましたことがつい先日のことのように思い出されます。

第3次は、平成2年8月31日に滋賀県がびわこ空港基本計画を発表されましたことを受けての総合計画となりました。平成3年3月19日、将来像を「空と大地と人が輝く産業福祉文化都市を目指して」とし、平成3年度から12年度までを計画期間とする第3次日野町総合計画基本構想の議会議決を得ました。当時の作成担当者は

内池の武士田芳樹さんでありました。

第4次は引き続きびわこ空港を核としたまちづくりをメインに据え、平成13年3月26日、将来像を「空と大地と人が輝く ふるさと未来都市の創造」とし、平成13年度から22年度までを計画期間とする第4次日野町総合計画基本構想の議会議決を得ました。当時の作成担当者は現副町長の高橋正一さんでありました。

第5次は、平成の市町村合併の道を選ばず、単独の町を選択いたしましたことから、平成22年12月24日、将来像を「ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ 自治の力で輝くまち」とし、平成23年度から32年度までを計画期間とする第5次日野町総合計画基本構想の議会議決を得ました。当時の作成担当者は現企画振興課長の安田尚司さんであります。

そうして、昭和44年の地方自治法改正から42年を経て、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定および議会議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

そこで、日野町は第6次日野町総合計画を策定するにあたり、今議会に日野町総合計画策定条例の制定を提案されました。

このように今日までの日野町総合計画につきましての歴史を振り返ってみますと、当時の日野町を取り巻いていた環境が見えてもまいります。

今日までの作成担当者6名のうち、日野町建設計画を作成担当されました岡 孔一さんと、日野町総合発展計画の作成を担当されました植田 実さんと、第3次日野町総合計画の作成を担当なされました武士田芳樹さんの3名は、既にお浄土に旅立っておられます。そして、残りの3名、第2次の作成を担当した私、蒲生行正は議員として、第4次の作成を担当した高橋正一さんは副町長として、第5次の作成を担当した安田尚司さんは企画振興課長として、今、この議場におります。40年もの時を経て、奇遇にもこの議場に3名が同時にいるところでございます。何とも不思議なご縁ではないでしょうか。

先ほどから申し上げておりますが、私は40年前に第2次日野町総合計画の策定担当者を命じられました。当時は日野町役場庁舎の建設、びわこ国体に向けての大谷公園施設整備等々の大型事業で、作成業務を委託する財源もなく、このときの計画のみ全てが担当者の手づくりでありました。今日のような立派なカラー印刷の冊子もつくれず、住民への周知は、広報ひのに日野町総合計画基本構想特集号を作成し、昭和56年3月31日発行、日野町内全世帯に配付させていただきました。

そこで、当時を振り返りつつ、第6次日野町総合計画の策定にあたっての基本的な取り組みのお考え方についてお伺いをいたします。

第1点目、総合計画は、まちづくりの最上位計画として地域の目指すべき姿を明

確にし、政策、施策、事務事業を全般にわたり網羅的に掲げるものでありますがゆえに、どうしても総花的となります。また、このことからして、総合計画に掲げた施策や事業の優先順位を明確にいたしておりません。そこで、第6次のお考えをお伺いいたします。

第2点目、これまでは、総合計画に掲げられた施策や事業に対しての財源の裏づけがないため、いつ実現できるのかが分かりませんでした。町民に実現の時期を示すべきではないでしょうか。第6次のお考えをお伺いいたします。

第3点目、どうしても首長がかわれば施策の優先順位も変わります。首長がかわっても、不変のまちづくりの根幹としての位置づけをどう保証されるのか、お伺いをいたします。

第4点目、滋賀県下13市6町の中で、JRの駅や旧一級国道、1号から58号まであるんですが、58号は沖縄が日本に返還されてから、沖縄を通る国道としてできたものでございますので、実質上は1号から57号、この国道が通っていない、また高速道路のインターチェンジが設置されていない陸の孤島の町と言われる日野町の未来を切り開く構想を第6次に組み込まれるのか、お考えをお伺いいたします。

第5点目、最後に、第6次日野町総合計画策定に向けての町長の思いと、町長の日野町将来像についてのお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 第6次総合計画についてご質問をいただきました。

第5次総合計画については、平成22年度に議論をしていただき、平成32年度までの計画ということで現在執行中でございますが、第5次総合計画の策定にあたりましては、町民の皆さん、懇話会の皆さんがそれぞれの立場から大変熱心な議論をいただきまして、今回ご紹介いただきましたように「ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ 自治の力で輝くまち」というスローガンのもとで作成をいただいたところでございます。これは、これまでの総合計画の中にありましたような何をいつまでにどうするのかということよりも、むしろ、住民の皆さんの力で地方自治を発展させていこうやないか、そして住民の暮らしを前進させていこうやないか、そのために住民がどういう役割を果たし、そして行政がどういう役割を果たすのか、どういう連携をするのか、こういうところに主眼を置いて、何度も何度も議論をしながら今回の計画を策定いただいたところでございます。

そういう意味では、第6次総合計画もやはり住民の皆さんとの活発な議論をお願いしながら、それぞれの施策を、議論を展開していくということが大事なのではないかなと、このように思っております。当然、基本構想に基づき基本計画を策定し、基本計画に基づき、当面3年間を優先して行う事業を毎年実施計画で管理していく、こういうこれまでの手法を基本に置きながら、また今度、懇話会の委員さん

などを選び議論する中で、そこでも議論を重ねてまいりたいと、このように思っています。

それから、町民に実現する時期を示すべきではないかということでございますが、総合計画の基本構想と基本計画は、10年間の計画構想に基づき、方向性や施策、政策を示していきますが、住民等が主体となって取り組む施策や国や県の情勢等に影響される施策も多くございますので、時期を明示することは難しいのではないかと、このように思っております。それは3年ごとの実施計画の中で示していきたいと思っております。

次に、まちづくりの根幹としての位置づけについてのご質問でございますが、位置づけにつきましては、今回の議会で提案させていただきましたように、日野町総合計画策定条例によって位置づけられるものと考えております。これらの策定に係る第6次総合計画も、5次と同様に、多くの住民の皆さんの参加によって住民の皆さんの思いを形にした計画を策定するものであるというふうに思っております。そして、その計画につきましては、当然、議会の議決もいただくところでございますので、これは基本的に10年間の町の将来像といいたししょうか、柱ということでございますので、首長がかわることも含めて、その中で、基本はこの総合計画に基づいて調整、執行が実施されるということであるだろうと、これはこれまでからも同じ状況でございますので、変わらないものであると、このように思っております。

それから、未来を切り開く構想についてでございますが、特に道路整備等のご指摘もあつたところでございまして、こうした道路整備等のハード面につきましては、今現在ある計画を着実に進めていくことが必要であるというふうに考えてございまして、おかげさまで、県の道路計画アクションプログラムも一步一步進めていただいております。また、人口減少が予測される中でございますので、町にある豊かな自然と歴史文化の魅力を守り輝かせることも未来を切り開く構想になるのではないかと、思っております。

最後に、総合計画策定に向けた思いというようなことをご質問いただいたわけでございますが、繰り返しになりますけれども、やはり日野町が持続発展可能な町として、住み続けたい町、住んでみたい町というふうに言われるような状況をつくっていく、そういう町の特性、豊かな自然や歴史と伝統文化、そして人々の営み、そして何よりも住民の中にある自治に対する思い、町に対する思い、これがしっかりと花開く、そういうような町をつくっていくことが大事なものだというふうに思っております。日野町の住民の皆さんが町に誇りと愛着を持って住み続けられる、そういう町を展望していく計画となれば、いいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。

第1点目のご答弁、少し私には理解しがたかったですが、今の答弁からすれば、目先の事業をとりあえず行うということなのかなと思いました。10年先、20年先の日野町を見据えて、今、何をなすべきかの優先順位がなくては、どうしても総合計画が総花的になり、その場よかれになってしまうのではないのでしょうか。優先順位づけをされるよう強く求めておきたいと思います。

第2点目につきましては、おおよその目標年次があつてこそ住民は希望を持てます。町の職員も目標年次に向かって進んでいきます。3年先に終えるもの、5年先に終えるもの、10年先に終えるものと実現時期を示されるよう、これまた強く求めておきたいと思います。

第3点目につきましては、住民の参画というご答弁であつたのかと思います。いつもとられます各種団体の代表者よりも、これからの日野町を背負う若い方々のご意見を積極的に取り上げていただくよう、これまた強く求めておきます。

第4点目につきましては最後に申し述べることにし、先に第5点目について申し述べます。

第5点目につきましては、基本構想の将来像は15年先、20年先の目標像であり、簡単には、10年では大きく変わることがないと考えます。ゆえに、第1次と第2次の将来像は「緑も暮らしも豊かな日野町」と変わらず、第3次と第4次の将来像も基本的には「空と大地と人が輝く都市づくり」と、変わっていません。第6次の将来像は第5次を引き継がれてしかるべきではと私も思っております。

それでは、私がメインとします第4点目につきましては、確かにご答弁のとおり、町にある豊かな自然と歴史文化の魅力を守り輝かせることも、日野町の未来を開く構想になると私も思います。第1次と第2次の将来像「緑も暮らしも豊かな日野町」、緑豊かな自然と歴史文化を輝かせねばなりません。日野町のこの不便さを楽しむ、不効率の価値を生かす、それはそれで大切にしなければならないと思いますが、一方、社会資本づくりも求められており、大切であります。

私は今回の質問名を「第6次日野町総合計画と町の未来を切り開く構想について」といたしました。そこで、町の未来を切り開く構想について、もう少し詳しく述べることにいたします。

滋賀県下13市6町の中で、JRの駅や旧一級国道が通っていない、また高速道路のインターチェンジが設置されていない市町は日野町と多賀町と甲良町の3町のみであります。このうち多賀町には今後、多賀スマートインターチェンジの整備が行われますので、そうしますと、日野町と甲良町のみとなります。甲良町の面積は13.62平方キロメートルと、日野町の面積117.60平方キロメートルの11.58パーセントでしかなく、比較対象はなじまないところでございます。日野町の面積と同じ規模とし

て考えますと、甲良町の隣接の町には旧一級国道や高速道路のインターチェンジが設置されておりますため、そう考えると、滋賀県下13市6町の中でJ Rの駅や旧一級国道が通っていない、また高速道路のインターチェンジが設置されていない市町は日野町のみとなります。まさに滋賀県内の市町の中で日野町は最も陸の孤島の市町であります。

3月12日付の滋賀報知新聞、蒲生ニュースに井阪尚司滋賀県会議員の県政報告が掲載されておりました。このペーパーであります。昨日も井阪県議に会って、これを使うがと、こういうふうに申し上げておったところでございますが、町長をはじめとする執行席の幹部職員の皆様方も読まれているかと思えます。この記事、この中で、井阪は提案します。皆様と実現します。インフラ整備の②に黒丸インターを設置して第二名神、名阪国道につながる名神名阪連絡道路を実現とあります。井阪県議からこのような提案、実質上の選挙公約がなされました。正直、私はびっくりいたしました。嘉田県政の議員であった方でございますので、正直、開発にはびっくりいたしました。

これらのことから、そこで、第6次日野町総合計画に陸の孤島の町からの脱却を図る、町の未来を切り開く構想を入れるべきであると、具体的には名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道を結ぶ地域高規格道路、名神名阪連絡道路を取り上げるべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま蒲生議員からご質問いただきました。

蒲生議員のお話を聞かせていただきまして、私も懐かしくといたしますか、思い出していたところでございます。

ご質問の内容につきましては、陸の孤島という形になっているじゃないかと、こういうことで、高速道路ならびにJ R、そうした部分から取り残されているといたしますか、そういう状況になっているじゃないかと、こういうことでございます。それについての位置づけをしっかりとしていくのかどうか、こういう話でございます。

先ほど蒲生議員からもメリット・デメリットという話がございました。実際に、デメリットとしましてはインターがないやないかと、こういう話になってきますし、J Rがないやないかと、こういう話になってきます。

違う捉まえ方をしますと、いろんなアクセスがあると、こういう捉え方もあります。実際に、奈良方面に行くのであれば、安くて便利な名阪の国道がございます。それから、名古屋方面につきましては、土山ならびにそこを通らずに関の方まで行ってしまおうという方法もございます。また、もう1つ、三重の方へ、いなべの方へ行こうとすると、東近江から行けるルートが出てきておる。国道477のところはかなり通行止めもあり、今の武平峠のところは厳しい部分もございますけども、そうい

う部分がございます。それから、今までどおりの名神の利用もできます。いつも来ていただく車のご案内につきましては、八日市方面の八日市インター、もしくは湖東三山インター、それから竜王インター、それから蒲生インター、そして信楽、土山、はっきり言いまして、いろんなインターを紹介するということができる。ただ、すぐに、じゃ、5分以内でと言われると難しいというのが、実際に、じゃ、インターがないやないかと、こういう話になるわけです。

道路面で、今おっしゃったように名阪と名神、これがつながるといのは非常に、はっきり言いまして、画期的な部分で、以前からかなり長い歴史がある中で、そういう構想をずっと打ち上げてきたということも理解しております。ただ、今の流れの中で、高規格的なものがいかなものかという中ですと、その部分を、高規格ではない中でそこをしっかりと押さえていくということになってくるのかなというふうに今の現段階では思っております。ただ、その部分につきましても、やはり今後、6次の計画の中で、ソフトだけではないので、当然ハードの面もこうしていかなあかんわな、こういう部分もあるわなという話の中で、住民さんの要望の中でそんな話もあるやろうし、その中に、要望はするけども、価値観からいえば、こっちやねという部分があれば、その部分も含めて考えていく。先ほど議員おっしゃったように、優先順位がどうなのかということも出てくるのかなと思っております。

今の私の答弁では、その位置づけをするのかどうなのかと言われると、即その辺を私が答えるのは非常に難しいわけでございますけれども、今の現状としましては、確かに公共交通も非常に不便な部分もございますし、道路ではインターもございません。ただ、違うところから来た、移住された方は非常に便利だと言われる方もおられますので、便利さと不便さというのは、今までのいた生活、ならびに、それがよいと言われる方もおります。ただ、生活している者から見たときに、やはり便利さというものも求めるので、都会の生活の公共交通の充実した部分というのを考えていかなと思ふんですが、そこは、社会の中の現状、町、住んでいる現状を踏まえて、最大限それができる方法をみんなで考えていくということになるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再々問を行わせていただきます。

ただいまの企画振興課長、安田課長からのご答弁は、残念ながら前向きでない、現状維持のご答弁に終わったのかなと、かように思います。確かに私も便利だけがよいということは先ほども申し上げていない、不便さの大切さもある。これは田舎に住んでいる者の逆のよさということも認めた上で、このままでは、しかしながら、人口は減っていく、何とかしなければ、その面も、増えるより減る方が多いということ直視しなければいけないと、こういうふうに思います。

私は、先ほどから申し上げておりますように、第2次総合計画の作成担当者でございました。手づくりでつくったところでございますが、第2次の日野町総合計画の中に、最も短い章として第8章を供しております。この第8章が可能性の創造と広範囲な開発構想と題して掲げております。その中で、1、現況、本町は古来、北陸、若狭、湖北よりの伊勢街道として、また伊勢より多賀への御代参街道として、国内各地からの人々の交流が行われたところであり、国内の主要な交通の要衝であった。しかし、近世における鉄道の出現により交通体系が一変し、今はその面影すら見られない状況である。少し飛ばしまして、2、計画の内容の2つ目に、名神八日市インターチェンジ付近、当時は蒲生スマートインターチェンジが存在いたしておりませんでした。これから、当時を思い浮かべれば井阪県議の黒丸のところになるのかなと思っておりますが、蒲生町を経て本町を通り、さらに土山町、甲賀町を経て、三重県伊賀町付近で名阪自動車道路に通じる高速自動車道路の建設を国へ働きかけ、実現を目指す。当時は新名神高速道路はまだ存在もいたしておりませんでしたので、こういう書き口でございます。40年近く前に、平成は終わろうとしていますが、そのもう1つ前、昭和の50年代前半に、既に名神名阪連絡道路の建設を目指しておったところでございます。

現今の日本、滋賀県、特に日野町は人口減少時代となっております。かつて関東で大活躍した近江日野商人の町として栄えた栄光を誇った日野町であります。森田町長、奥野町長の力も及ばず、びわこ空港が消滅しました。JRの駅も高速道路のインターチェンジもない交通不便な日野町、この日野町がこれからも日野町として生き残るためには、地域高規格道路、名神名阪連絡道路の建設に未来を託すしかないのではないのでしょうか。第2次日野町総合計画の夢として掲げた名神名阪連絡道路、この実現に日野町の未来を託すべきではないかと私は思います。もう一度、担当課長、安田企画振興課長の率直なご本心のご意見をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 再々質問をいただきました。

先ほど答弁漏れをしていたようで、若い世代の意見をということで、若い人もできるだけ入ってもらうて、いろんな意見を吸い上げるべきだという話でございます。そのとおりでございまして、実を言うと、若い方にお声かけをするんですが、皆さんお忙しいのかもしれませんが、なかなか来ていただけないことが多くございます。ただ、それは、それぞれの生活スタイルに合わす中で、意見を聞けるようなことも含めて考えていかないとかなというふうに考えています。

あと、将来像を5次に引き続くかにつきましては、これにつきましては一定、議員おっしゃるとおり、長いスパンのものでございます。大きく時代が変わってあるのであれば、そこはそこの部分を修正するであろうですけども、一定引き継ぐ方向

の中で、懇話会等で、いや、もうちょっとここ、あれちゃうかという話であれば、そこはまた検討をしなければならないかなというふうに考えております。

あと、今いただきました再々質問の話でございます。私もそういうときの時代の端くれでございますので、思いとしましては、どーんと打ち上げて、それはもう、こうできるかな、こうできるかなという、空港の話があったときも、そういう話をさせていただいていました。ただ、現状の中で、第5次の計画をつくり、そして総合戦略をつくる中で、縮小する必要はないと思うんですが、現状を見ていく中では、ハード面というのが、どちらかという新しい方ではなくて、何とか維持するのはどうするのかという方向に動いている中で、さらに新しいものをどうしていくのかというのが非常に難しい状況にあるんだなというふうに思っています。

そうしたことから言いますと、ハード面によって確かに住民の生活自身が便利になる云々の話はございますけれども、それ以上に、地域の価値を高めるということをやっていかなければ生き残れへんのではないかなというふうに考えています。そうした意味から申し上げますと、よく全国的に交通の不便なところがいろんな形で、それがかえって残っているところ、大切にされているところ、うらやましがられているところ、いろいろございます。私どもの町はそこまで不便ではないというのでございますけれども、今までからお話がありますように、歴史、文化というのは非常に深いものがございますし、ほかの町からもうらやむ部分がいっぱいございます。それがそのままずっと、ほったらかすとは言いませんが、温存といいますか、何とか維持してきたというのが現状であります。それをしっかりと、もう少し輝かせるような取り組み、住民さんの意識も含めてですけども、何と文化と歴史を感じる高い町なんだと、住民の方々も凜とした、すごい町やな、こういうふうな、うらやまれるような町、ハード面ではなくて町の雰囲気、こんなすばらしい、高い町やね、やっぱり歴史が違うねと、そのような、ぜひそういうところに住んでみたいねと思われるような町というのも本来は、今後、目指す部分ではないかなという思いも持っております。

蒲生議員おっしゃるとおり、高度成長ならびに人口増を見込まれるときには、どんどんと大きな、いろんな、これができるんちゃうかな、これ、できるんちゃうかなというのが可能性として、非常にそういう部分ではあったのかなと思いますけども、違う意味、今、こういう時代やからこそ、今まで温存といいますか、残ってきたものをもう1回しっかりと確認して、その重要性を確認する中で、住民がそれを意識し誇れるものとして、そして住民さんがこれを守っていくというような、ほかからうらやまれるような町になればというような思いで感じております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） これ以上質問することはできないところでございます。

安田課長の答弁の言うておられること、私の言っていることも大きくは違わないですが、ただ、それだけではいけないということを言っている、この点が若干、そのところは違うのかなと、こういうふうに思います。

若い方のご意見を取り上げると、こういうところがございますが、せんだっても議会と新成人の方との懇談会を持ちました。1名だけのご出席でしたが、非常にすばらしいご意見を持っておられたところがございます。積極的にこういう意見を次の計画の中に取り上げていただきたい、そうすることが、日野町がまた生き残っていける1つのことかなと、こういうふうに思います。そして、やはり道路というのは今の日野町にとって、先ほど近江鉄道の存続、町長もすると、こういうふうに言われました。あれだけでは弱いということで、一日も早く名神名阪連絡道路ができますことを心から私はお願いいたしまして、また、そのことにご尽力いただきますことを切にお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、続いて通告書2つ目の質問を行わせていただきます。2つ目の質問は、育児と介護のダブルケアを支援する三世代同居・近居住宅応援について伺いをいたします。この質問につきましては、昨年12月議会の一般質問時に、前置きで、今回3月の一般質問で取り上げたいとあらかじめ通告いたしておきました質問であります。

昨年の11月20日から22日にかけて、片山さつき内閣府特命担当大臣、岸田文雄自由民主党政務調査会長、石破 茂衆議院議員ならびに上野賢一郎財務副大臣をはじめとする滋賀県選出の大岡敏孝衆議院議員、武村展英衆議院議員、小寺裕雄衆議院議員、二之湯武史参議院議員、小鐘隆史参議院議員、有村治子参議院議員に対しまして、杉浦議長を先頭に、竜王町の正副議長さんと、蒲生郡町村議会議長会として国への要望活動を行いました。そのとき、竜王町さんが取り上げられました要望の第1番目に育児と介護のダブルケアを支援する三世代同居・近居へのアシスト事業がありました。

この竜王町さんからのまちづくり要望、育児と介護のダブルケアを支援する三世代同居・近居へのアシスト事業は、私が5年前の平成26年6月議会一般質問において政策提言いたしました三世代同居手当についてと類似する事業でありました。5年前には日野町においては当時の壁田福祉課長から少しも顧みられなかった事業であり、町長、与党の議員は壁田福祉課長の答弁に賛意を表され、論外とされた政策提案事業でありましたが、今では竜王町さんの第1番目のまちづくり要望となりました。竜王町の総括担当者である滋賀県より出向されている山添みゆき総務主幹に、この事業に期待する竜王町の狙いをお聞きいたしましたところ、町民に三世代の近居を促す施策であり、工業団地への企業進出に伴い、他市町からの転居者が他市町に住まず、親とともに竜王町で暮らしていただけるようにする転居助成であり、

このことにより人口減少を少しでも食い止めたいということでありました。

近年、晩婚化、晩産化等を背景に、育児期にある者、世帯が親の介護も同時に担う、いわゆるダブルケア問題が大きく指摘されるようになってまいりました。平成22年12月24日議決の第5次日野町総合計画策定時には、まだ課題とまでは行っていない問題であり、第5次日野町総合計画にはダブルケアの言葉すらありませんでした。今はインターネットでダブルケアとクリックすれば、いっぱい出てきます。びっくりするほど出てきます。

国では、ダブルケア問題を調査するため、内閣府男女共同参画局により、平成28年1月29日から2月5日にかけて、育児と介護のダブルケアの実態に関する調査を実施され、同年4月に調査結果が公表されました。少し前までは問題とならなかったことが、これからもっともっと大きな課題になってまいります。質問要旨に掲げましたとおり、女性の社会進出などからの晩婚化と晩産化による出産年齢の高齢化によりまして、育児期にある者、世帯が親の介護も同時に担う、いわゆるダブルケア問題が今日生じてきております。また、少子化により、兄弟姉妹も少なく、親戚との関係も薄れている状況から、介護の分担ができず1人で抱え込むケースも増えてきております。団塊の世代全体が75歳以上になる2025年以降は、団塊ジュニアと呼ばれる世代にダブルケアが襲いかかり、ダブルケア経験者は大きなボリュームとなってくることでしょう。

そこでお伺いをいたします。

第1点目、第5次日野町総合計画にはダブルケアの言葉すらありませんが、第6次日野町総合計画では位置づけをなされるのでしょうか、お伺いをいたします。

第2点目、私の大学時代の親友で彼の結婚式の時にも訪れました、かまくらで有名な秋田県横手市では、平成28年4月1日より、三世代家族の形成および市への定住を促進するため、横手市三世代同居等促進住まい支援事業補助金交付要綱を施行されています。また、彦根城とともに国宝松本城で有名な深志城のあります長野県松本市では、平成29年4月1日より、三世代家族の同居および近居を推進し、世代間の支え合いによる豊かで持続可能な社会を実現するため、松本市三世代家族支援事業補助金交付要綱を施行されております。また、私も4年間お世話になった日本の古都、京都市では、昨年、平成30年7月1日より、祖父母世帯と親子世帯が同居または近居するために市内の住宅を取得し、または当該住宅をリフォームする際に必要となる経費の一部を補助することにより、三世代が互いに助け合いながら、子育て期を働きやすく、また高齢期を安心して過ごすことができる住環境を形成し、市内への移住および定住を促進することを目的とする京都市三世代同居・近居住宅支援モデル事業補助金交付要綱を施行されております。

そこで、日野町においても三世代同居・近居家族支援事業を求めますが、お考え

をお伺いいたします。

第3点目、滋賀県の市町の中で、お隣の東近江市、高島市、多賀町の2市1町は住宅金融支援機構と協定を締結し、連携して住宅取得に対する支援を行っておられます。日野町においても住宅取得支援事業を求めますが、お考えをお伺いいたします。

以上、第2問目の質問といたします。明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ダブルケアについて質問をいただきました。

第6次日野町総合計画ではダブルケアの位置づけはどうかということですが、現在の総合計画では育児と介護はそれぞれ別の政策の中で位置づけられておりますが、第6次総合計画では制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくという地域共生社会の考え方が重要になってくるのではと考えております。

次に、三世代同居・近居家族支援事業についてでございますが、三世代同居や親と子どもが近くに居住していることで子育ての支援が受けられたり安心や生きがいが得られるなど、家族だけではなく地域や行政にもメリットがあると思いますので、そうした啓発の強化が必要だと考えます。また、それを進めるための制度については、先例地を参考に研究してまいりたいと考えます。

次に、住宅取得支援事業についてでございますが、住宅金融支援機構と協定を締結することにより、子育て世帯やUIJターンなどの移住世帯が住宅を取得される際に、住宅ローンの金利が有利になる制度がございます。これも先例地等を参考に研究してまいりたいと考えます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。

今日まで私は一般質問で数多くの政策提言を行ってまいりました。今回は珍しく前向きなご答弁をいただいたのかなと思っております、いささか驚いております。私が今日まで8年間、延べ32回の定例会で、幾つの題目で一般質問を行ってきたと皆さんは思われるでしょうか。昨日調べてみました。23年が9題、24年が18題、25年が16題、26年が16題、27年が8題、28年が10題、29年が9題、30年が8題、今回、今年が2題、合計96題、一般質問を行ってまいりました。今回初めて、重要になってくると考えています、先進地等を参考に研究してまいりたい、先進地等の事例等を参考にし研究してまいりたいと、前向きなご回答をいただきました。平成時代は来月末日で閉じられ、5月1日から新しい元号の時代を迎えますが、次の時代は間違いなく育児と介護のダブルケアが大きな課題となってまいります。

平成31年度日野町一般会計予算の中に住宅助成事業が3つあります。1つには企

画費、企画事務事業の中に移住・定住促進事業209万4,000円。2つには企画費、地方創生交付金事業の中に、昨日の質疑でいただきました滋賀県移住就業支援事業100万円。3つには商工振興費に住宅リフォーム促進事業700万円。合計で約1,000万円の事業があります。これら3つの住宅助成事業を拡充して、三世代同居・近居住宅応援事業を組み込むことは可能かと考えます。お考え方をお伺いたします。

また、住宅金融支援機構のフラット35は子育て支援型、地域活性型であり、子育て応援事業でもあります。前向きに捉えていただいておりますが、ぜひとも、企画振興課、建設計画課、子ども支援課、長寿福祉課がチームをつくり、研究を進めていただきますよう要望いたしておきます。住宅助成事業の拡充についての当局の答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま蒲生議員の方から再質問をいただきました。

1つ目の補助制度、今、提言ありました三世代同居・近居の補助の関係でございます。ご提案いただきましたし、以前にもお話ありましたので、以前調べたことも含めて調査をさせていただいております。その中で、近いところだと東近江市も昨年されたんですが、今年はされてなかったということでございます。この辺は恐らくPRの仕方もあったのか、もしくはニーズがそこまでなかったのかというお話でございましたので、そこはそことしておいて、それから、京都市の方も話を聞かせていただきました。京都市の方は、京都府で補助制度ができております。できておるんですが、京都市というところの土地のイメージをされると分かると思うんですが、同居それから近居の土地の取得と不動産の取得、その辺が非常に厳しいので非常に件数が少ないということで、来年度は考えていると。これはそういう条件のもとで話をされたので、そういうことだと思います。松本市に至っては、90件ほどあるというお話でしたので、そこはやっぱり土地的にそれなりにあるんだなと思って聞いていました。

その中で多いのは、やはり近居の住宅取得という部分が半分ぐらいございますので、そうしたお話もいろいろ聞かせていただいていたんです。その中で、一番私どもが求めている部分で申しますと、1つは、同居していて、けども、結婚ならびに子どもができたというところで新しいおうちを探される、もしくはアパートにいて、子どもができて、小学校に入るさかいにされるという場合に、まずはもともと同居していたという方がその近居をされる場合はだめだと、いろんな、そういう制度的にあるらしいです。近居におられた方が同居されるのもあかんと。補助制度自体の目的が分からんことはないけども、ちょっとどうかなと思ったり、聞いていました。そういうところもいろいろ研究をしていかなあかなと考えておまして、できれば、さらに、今、三世代で同居している方、そして近居されている方が、何で、

ずるいやんとかいう、そういう話にならない形の、どうやればその部分で理解を得られるのかということも含めてやっぱり考えていかないと、バランスも含めて考えていかなあかんと思いつながら、研究をこれからしていかなというふうに考えております。

それから、貸し付けにつきましては、問い合わせましたら一定の条件がございます、まずは各市町それぞれに単独で子育ての支援の町単費を積んで、こういう家を建てるのであれば、20万でも50万でも、いろいろありますが、100万もあるんですが、そういう単独の補助をすると。町と一緒に私たちは応援するんですよ、こういう姿勢ですと、こういうお話でございました。そうしたことから、町としてそこをどうするのかということも一緒に考えていかなんというふうに思っています。

ただ、金融機関はさすがに金融機関やなということで、かとうございまして、ハードルがやっぱり高いんです。実際の件数としては近畿圏で、ここ二、三年で5件やという話でしたので、それはそれとして、ただ、可能性はしっかりと、やっぱりできるだけ広げていきたいという思いもございまして、これも研究をさせてもらいながら一体的に考えていかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） なかなかよい時間の配分になってまいりまして、あと4分余りと、こういうふうになってまいりました。久しぶりに時間いっぱい使った質問になったところでございます。通常でありますと、ここで再々質問を行わせていただくところでございますが、今の安田課長、研究していくと、これは前向きに、安田課長を信じて、そうなることを信じまして、再々質問は行わないと、こういうことにさせていただきます。

最後に、私は今期で議員を終えることといたしました。風の便りで議員をやめるとお聞きになられた支援者の方々が我が家まで来られ、なぜやめるのか、まだまだやめるのは早過ぎる、少なくとももう1期、あと4年だけでも議員をしていただけないか、また、お電話にても、お出合いする支援者の方々からも同様の言葉をいただいております。病気なのかと体を案じてくださる方もおられますが、このように私は至って元気であります。元気そのものであります。とことんまで日野町政のために頑張るといふ美学もありますが、私は役場職員も定年を待たずに退職いたしました。格好をつけて、余裕があるうちに、惜しまれているうちに辞することを1つの美学といたしているのかもしれない。

今日が最後の一般質問でありました。今日まで、役場の職員OBであるがゆえに執行部職員の皆さんに気を遣わせたことも多々あったかと思います。おわび申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。8年間、どうもありがとうございました。どうか今後の大きな課題となります育児と介護のダブルケアを支援する三世代

同居・近居住宅応援事業に取り組んでくださることを私の最後のお願いとさせていただきます。

これにて私の最後の一般質問を閉じることとさせていただきます。8年間、まことにありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分から再開いたします。

—休憩 10時56分—

—再開 11時15分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を許可いたします。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、通告書に基づきまして2つの項目について質問させていただきます。

先ほど高橋議員からも、またこの後、池元議員からも質問されますが、近江鉄道の問題は大変大事な課題でありますので、私からも質問させていただきます。

はじめに、地域公共交通の利用促進について分割で質問させていただきます。

町の地域公共交通の1つに近江鉄道があります。近江鉄道は町民の通勤通学の資産となる重要な交通機関であり、近江ガチャコンとして100年を超える歴史を持つ近江鉄道日野駅は、通勤通学者で朝夕大変にぎわっています。日野町は地方創生事業の中で、ふるさと納税日野駅再生プロジェクトを活用して日野駅舎を改修され、今年度は上りホーム待合所の上屋の改修が完成されたところです。来年度には日野駅再生プロジェクト小さな鉄道ミュージアムの整備が計画されています。町の玄関口となる日野駅を生かしたまちづくりを展開しようとされています。

ところが、近江鉄道株式会社の鉄道部門は、平成6年以降から慢性的な営業赤字が続く累積赤字のため、継続が困難になっています。こうしたことから、昨年7月には県と沿線5市5町が中心となって、交通計画を策定する地域交通活性化再生法を適用するための法定協議会を今年10月に設置する方針をかため、12月27日と2月4日に東近江市役所で関係者による協議会設置準備調整会議が開催されています。

近江鉄道の維持・存続を願うところでありますが、難題が山積みであり、鉄道の存続、廃止を含めて今後検討されるとのことでありますが、いかにして近江鉄道を利用促進していくかが課題であると考えます。

鉄道を廃止してバスに転換した場合に予想される影響や問題点についても検討されているとのことであります。また、近年の全国的なバス運転手の不足を踏まえ、路線バスの土曜日のバス運行を休止する話がある中、人材を確保できるのかなどの課題があります。

高齢化が進む中で、交通難民が増えています。その対策が求められています。子育て支援の一環としてファミリーサポートがあるように、高齢者にも支援するファミリーサポート制度を設置することはできないものかと考えますが、どうでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

1つ目に、地域公共交通とする近江鉄道の位置づけをどのように考えるのですか。お伺いいたします。

2つ目に、鉄道経営、維持存続をどのようにしようと考えているのか、お伺いをいたします。

3つ目に、今後、近江鉄道の利用客が増えるまちづくりをどのように進めるのか、お伺いをいたします。

4つ目に、路線バスの運転手不足で土曜日のバス運行を休止するとのことですが、町のお考えをお伺いいたします。

5つ目に、将来的に高齢者向けのファミリーサポートのような制度の開設、設置をできないか、お伺いをいたします。

以上、5点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 地域公共交通の利用促進についてご質問をいただきました。

まず、近江鉄道の位置づけをどのように考えるのかということですが、湖北・湖東・東近江・甲賀地域を結ぶ広域的な幹線交通として、明治29年の創立以来、沿線住民の生活に欠かせない公共交通であると認識をいたしております。鉄道の経営、維持存続につきましては、引き続き滋賀県、沿線市町、近江鉄道などと、まずは安全な輸送の確保を前提に鉄道が維持存続できるよう、協議を進めてまいりたいと考えております。

今後、近江鉄道の利用客が増えるまちづくりをどのように進めるのかということですが、町では住民の皆さんをはじめ多くの方からのご支援をいただき、日野駅再生プロジェクトに取り組んでおります。今年度は上りホーム上屋の建てかえを終え、来年度は旧日野駅前観光案内所内に小さな鉄道ミュージアムの開設を計画しております。プロジェクトの取り組みをきっかけとして、近江鉄道の利用促進につながるように、プロジェクト事業の情報発信をしていきたいと考えております。

また、関係市町で構成しているびわこ京阪奈鉄道建設期成同盟会の利用促進事業の充実と強化を図るとともに、近江鉄道が企画されるさまざまなイベントにも連携し、利用客の増加に努めてまいりたいと思っております。

次に、路線バスの運転手不足による土曜日の運行を休止することについてですが、全国的なバス運転手の不足により日野町においても昨年10月から近江バ

ス日八線の土曜日運行の3便を減便されました。また、来月からは町営バス土曜日運行の減便をさせていただくことになりました。

町営バスにつきましては、昨年6月に委託先の近江バスから、土曜日全線運休の申し入れがありました。7月、10月、11月の3回にわたる動態調査とヒアリングを実施し、近江バスと協議した結果、これまで4台で運行していた土曜バスを2台で運行させていただくことになりました。町としましても広報等でバス運転手を募集するなどPRに努めておりますが、依然厳しい状況は変わらず、バスをご利用の皆さんにはご不便をおかけすることになり申しわけなく思っております。

次に、高齢者向けのファミリーサポートのような制度についてでございますが、ファミリーサポートセンターは子どもを対象とした子育て支援の活動であり、道路運送法上、一般的には住民ボランティアが高齢者などの移動支援を行う場合はガソリン代などの実費しか受け取ることができず、運転手の人件費など移動に係る対価を得ることができないことになっております。そのため、東桜谷地区では地域住民の皆さんが自らボランティアによる支え合い活動の一環として移動支援に取り組まれようとしているものでございます。このような活動が少しずつ広がることで、高齢期になっても外出できるような環境づくりが進んでいくものと期待をいたしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 何点か再質問をさせていただきます。

答弁にありましたように、近江鉄道は住民の生活に欠かせない公共交通機関でありますので、安全確保を前提に鉄道が維持存続できるように協議を進めていただきたいと思います。存廃の問題が表面化したことで、住民の皆さんは不安に感じておられ、多くの町民の皆さんが存続を願っているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

先日、3月10日の日曜日に開催されました地域鉄道活性化フォーラムに出席をしたところでは、今後、月1回ペースで会議を開き、鉄道の存廃や存続させる場合の運行方法などを議論し、法定協議の設置に必要な基本項目を設定されるということでございます。これまでの2回の協議会設置準備調整会議が開催されていますが、その協議の内容をお伺いいたします。

今後、法定協議会を10月に設置することを目指されているということですが、どのようなスケジュールで進められるのか、お伺いをいたします。

そして、近江鉄道が維持存続できるようにするには、県と沿線の5市5町の近江鉄道が連携して、いかにしてこの難題に取り組むかにかかってくるのではないかと考えます。沿線市町の自治体と近江鉄道の負担を少なくするためには、近江鉄道と連携して利用する乗客を増やす努力が必要であります。当局は鉄道の利用促進をど

のように考えておられるのか、お伺いをいたします。

この間のフォーラムで、近江鉄道の状況ということの報告がありました。それによりますと、八日市から近江八幡までの線路区間につきましては、1日の平均乗客運送人員というところで、これは営業1キロ当たりのということで指標は出されているんですけど、近江八幡線のところでは4,680名ということで、一番多く乗客されているという経過であります。その中で、八日市水口線、日野駅にかかるところにつきましては1,176人ということで数値が出ております。路線の維持をしていくには、運送密度200人を下回ると維持が困難になるということでもありますので、そこを今、現状1,000人ちょっとのところを、乗客を上げていくということが大事なことかなというふうに思います。

そして、通学通勤に駅を使われているわけですが、多いところでは最大253人ということで、使われることによってバスの路線をとということがあるんですけど、ここに挙げられていますのは、バスなどのほかの交通機関での代替をすることは難しい状態であるということも言われております。

また、フォーラムでは、兵庫県の加西市の北条鉄道株式会社の再生取り組みと、そして和歌山電鉄の取り組みの説明報告がありました。北条電鉄では鉄道応援隊や地域の方々のボランティア団体により、駅周辺の整備、駅舎のトイレの清掃、野菜販売所の駅の里、イベント列車、各駅でイルミネーションを実施、駅周辺の観光地整備、応援は年1回の乗車からということで、無料乗車優待券を発行されています。乗るくせをつけてもらうことが狙いということで取り組みもしておられて、営業収入を伸ばし、地域鉄道の活性化を実現されたということでもあります。

和歌山電鉄におきましては、いちご列車、おもちゃ列車、うめ星列車の制作、たま駅長、たま電車、たまステーションの制作、電車のラッピング等、事業者、行政、沿線住民の役割を明確にしながら、地域鉄道の活性化を実現されたということでもあります。こうした事例も参考にしながら、日野町独自の鉄道の利用促進の取り組みが必要ではないかというふうに思います。

また、国の支援を求め、そして滋賀県における重要な公共交通機関でありますことから、県の行財政の支援による再生に期待するところでもあります。当局としては、国や県の再生の財政支援をどのようにお考えでおられるのか、お伺いをいたします。

次に、路線バスについてであります。運転手不足ということでこの4月から土曜日の2台を運休されるとのことです。また、広報でバスの運転手さんを公募されているということですが、バス運転手さんが見つければもとの4台で運行されることになるのか、お伺いをいたします。

また、昨年10月から近江バス日八線の土曜日運行が3便減とされ、来月からは町

営バス土曜日運行の減便をされるということではありますが、住民の皆さんからの反響、苦情はないのかどうかというところをお伺いいたします。

そして、高齢者への移動支援についてであります。来年度から東桜谷の地区で取り組まれますとのこと、支援の補助金が計上されております。今後、東桜谷地区での取り組みをモデルにしながら、ほかの地区や地域でも広がればよいのではないかとこのように考えますが、町はその仕組みづくりをどのように広げていくお考えなのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（西河 均君） それでは、ただいま齋藤議員さんの方から何点か再質問いただきました。

私の方からは、まず、再質問いただきました中での協議会設置準備調整会議の協議の内容なり今後のスケジュールについて、私が委員として参加をさせていただいておりますので、お答えの方をさせていただきます。

準備調整会議と申しておりますが、正式には、仮称ではございますが近江鉄道線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議という大変長い名前でございますので、準備調整会議という形で呼ばさせていただきます。

この調整会議ができました経過につきましては、齋藤議員さんが質問の中で申し上げていただきました、近江鉄道の経営状況が悪くなってきているというのが前提でございます。そういうふうなこともございまして、先ほどもありましたように平成6年から慢性的な赤字経営ということで、平成6年から累積赤字が40億円をもう既に超えているというような、近江鉄道の経営状況の報告を見ていると、そのような状況になっております。そういうことも受けまして、経過といたしましては平成29年中におきまして、近江鉄道と、そして沿線市町、そして県などで近江鉄道に関する勉強会というのが8回程度開催をされてきました。

その中で、勉強会の中で、先ほど高橋議員の質問の中でも町長答弁にもありましたように、平成29年12月に近江鉄道の方から、もう鉄道事業を単独で存続していくのが難しいというような発言があったのが契機となっているところでございます。

その後、県ではそういう近江鉄道の経営状況を受けまして、何とかしなければならぬということで、近江鉄道の現在の経営状況、そして今後どのように近江鉄道線をしていくのかというような調査を30年度に発注されております。これが地域鉄道ネットワークのあり方検討調査業務と申します。通称はケーススタディ調査と呼んでいるんですけども、これが今年の3月末までの調査期間という形で現在、調査をされています。

それとあわせて、今申し上げました準備調整会議というのが昨年12月に発足したわけでございます。その前には7月に、先ほど議員の方からもございましたよ

うに、7月12日に近江鉄道のあり方検討に向けた副首長級のキックオフ会議が開催をされております。その中で、近江鉄道線の存続をしていこうというような意思決定、そして31年度中に法定協議会、法定協議会というのは現在、国の法律で地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、通称地域公共交通活性化再生法と呼んでいるんですが、その中に法定協議会を設置して各市町で計画をつくれれば今後、国で認められれば国の補助を受けながら鉄道が維持できると、維持するような補助を受けられるということになりますので、それに向けて法定協議会を設置するための準備会という形で、昨年12月に発足されて1回目の会議が開催されております。そして、2月4日に第2回の会議が開催されております。まだ2回だけでございますが、第1回目の会議では県のケーススタディの中間報告書が、まだ途中ではございますが中間報告がされました。中間報告の中で近江鉄道の現状なり、そして近江鉄道の今後の利用促進に関する、どんなことをしていって近江鉄道がいいのかというようなことなり、そして近江鉄道の代替方法としてバスに転換した場合というような3つの点が、中間報告で報告されたところでございます。

その後、準備調整会議につきましては県が主催でございますが、委員には県と、そして沿線市町、そして事業者、近江鉄道、そして学識経験者という人たちが入っておりますので、各委員の中からそれぞれの近江鉄道に対する思いの意見を申し上げたところでございます。

第1回目の会議の中では、7月の副首長のキックオフ会議の中で、近江鉄道を存続というか継続させていくという一定の方向性が示されていたという関係もございまして、この1回目の準備調整会議の中の各沿線市町の意見も、近江鉄道を町としては残していきたいというような意見が多かったところでございます。

そして、第2回目の会議につきましては、今後、鉄道を存続する場合、また代替の交通手段を考える場合、それぞれの検討をこれからしていくわけでございますが、万が一鉄道が廃線となり、代替交通手段を導入した場合に想定される影響を、鉄道がなくなった場合の沿線市町で影響とか問題点を、各市町ごとにどういう問題があるかというような問題を出し合ったところでございます。

会議の内容につきましてはこのような内容で、沿線市町につきましては、鉄道は残していくという前提のもとで協議に入っているというような状況でございます。

また今後のスケジュールにつきましては、先ほど議員の方からございましたように、今、準備調整会議を2月に1回、2回目が開催されまして、また3月19日に第3回目が開催されます。それ以降、毎月1回のペースで開催をしていきまして、最終的には県の目標といたしましては、31年10月に第1回の法定協議会に持っていければいいなというような目標を持っておられます。ただ、最終的に県の今のケーススタディ調査の調査結果が出るのはこの3月の末でございます。3月末には今後、

近江鉄道として存続していく場合に今後かかる費用、そしてそれに対する市町の負担等も出てくるのかなというふうに考えておりますので、そこから各市町の本格的な協議に入る予定でございますし、また合意形成もそこからされていくということで、なかなか厳しいスケジュールかなというふうには考えておりますが、一応、目標としては平成31年10月に法定協議会設置を目標にしているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま齋藤議員の方からご質問いただきました2点目、3点目、4点目ということで、ご回答の方をさせていただきたいと思っております。

まず、鉄道の利用促進をどのように考えているかというお話でございました。当然、いろいろなイベント、それから利便性の向上というのは当たり前のご話でございますけれども、その根本としてやはり事業者、それから行政、沿線住民等の三者というのがしっかりと取り組んでいくことが大事だと思っております。そうした意味では、三者ともが鉄道を応援するという人をどんどん発掘していく、つなげていく、それが一番大事ではないかと思っております。そうした意味から、事業者におきましては当然、事業の中で皆さんが分かる、地域の人が頑張っているなど分かるようなことも1つですし、地域とともにやっているんだという、やっぱり物すごく事業者としての姿勢を示すべきだと思いますし、行政はやはりしっかりと広報活動も含めましてやっていかんなんということもございまして、それから住民さんにつきましては、いろいろなアイデアも含めて提案していただくとかいうことも含めて、いろいろあるのかなと。根本は三者が一体となって進めていかんなんというふうに考えております。

それから、次の質問であります国や県の再生財政支援、この辺についてどうかというお話でございました。それに対する考え方としましては、たちまち恐らく地域公共交通網の形成計画というものに着手をして、いわゆる鉄道とそれからそれに関係するエリア的なバスの公共交通の形成の部分の計画をつくるわけでございますが、その計画によって補助を受けるという部分がございますけれども、根本としまして、これにつきましてもやはり考え方としましては、憲法25条の生存権まで行くのではないかという思いを持っております、公共交通につきましては。

といたしますのは、当然、交通弱者と言われる方、障がいをお持ちの方、子どもさん、高齢者、それから高齢になって乗れへんようになったらどうなんやということからすると、公共交通というものがいかに住民福祉の中で大切なものかということをしつかりとやっぱり位置づけていくべきなんだろうなというふうに思っております。そうした意味から、そういう部分では国・県にもしっかりとその辺の支援を求める部分もありますし、維持するという義務があるということをしつかりと訴えて

いくべきだというふうに考えております。

それから、次に路線バスの関係をお話いただきました。運転手が足らんということで今回は減便になったんやと。これにつきましては、じゃあ、戻ってきたらそれなりにいけるねんなどというお話でございます。基本的にはもとに戻す方向で考えてはと、こちらとしては意識として持っておりますが、当然、戻すときにはせつかくでするのでニーズ調査、さらには動態調査を踏まえて、ただ、なれてしまうと、なくてもええでという状況になったときには、それが戻すことがいいのかどうかというのはもう一度議論をせんなんのかなというふうには思っています。

それから、今回の減便につきましては、日八線、それから町営バスの減便につきましての地元のお話等、苦情等どうかというふうなのでございます。それなんかも、町営バスの土曜日減便につきましてはずっといろいろ議論している経過の中で、一定何とか2台でというお話がまとまった段階で、ひとつ動態調査に基づいてダイヤを組みました。それに基づいて、一定こういう考え方ですと、こういう方向で行かせてもらいたいというのは、各地域をちょっと回らせていただきましてご説明させていただいたという経過がございます。また、そうした意味では早くから周知をしてほしいということもございましたので、ホームページ、それから車内の関係、それから時刻表が出るまでに回覧も何とかさせてもらいたいということで、対応を進めてきたと、それから進めているところということでございます。

日八線につきましては、業者さんが決められた部分でございますが、ちょっと一部、どうしてもやはり土日の部分でいいますと、日常の生活というよりは観光関係で、町の方がやはり大阪とか京阪神から来られる場合に、全体の交通ルートを考えているわけですね。そうすると、1つ日野駅止めというのができてしまった経過があります。それにつきましては、もう1回ちょっと復活をしてほしいと、日野駅で止められても町なかに来られないという状況になってしまうと困るのでということで、ちょっとそうした部分も要望はしておりますけれども、現状としてはそういうような現状でございます。

移動支援につきましては、こちらの課長が答えます。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） ただいま齋藤議員の方から東桜谷地区での移動支援の取り組みにつきましてモデルを今後、他地域の方にも広げていったらどうかというような点で再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

高齢者の移動支援の取り組みと申しますのは、地域の中での支え合いの取り組みの1つでもございますので、やはり地域の方々の取り組みの機運を高めていくということが大切だろうかというふうに思っております。その中で、来年度からは東桜谷地区での移動支援の取り組みが始まりますことから、別の地域でも取り組みたい

というようなお声がありました場合には、東桜谷地区で培われてまいりましたそういった手法などにつきまして、情報提供もさせていただきながら社会福祉協議会とも連携をいたします中で、住民の皆さんとともに地域に合った仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

再質問はしませんが、やはり乗客を増やすということでは先ほどもご答弁ありましたように関係市町、県、そして住民が、みんなが総意でもって利用促進するという取り組みが必要なのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、移動支援につきましては、南比都佐でもやはりそういったことでの要望が出ておりますので、またそういったところで広げていただくようお願いをしたいと思います。

最後に要望といたしまして、近江鉄道の今後の法定協議会の成り行きを注視するところであります。鉄道の利用促進に向けてのイベント企画や鉄道の乗車サービスで近江鉄道を利用するように住民意識の向上が求められます。今後とも地域公共交通の存続と近江鉄道の利用促進による地域活性化につなげていただきますようお願いをいたします。また、路線バスの運行の維持と高齢者などの移動支援の地域への支援を広げていただきますようお願いをいたしたいと思います。

1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の日野町人口ビジョン総合戦略について、分割で質問をさせていただきます。

日野町の人口は平成31年2月1日現在で2万1,470人です。人口ビジョンの推定予測と比べて人口減少が進んでいる状況です。その原因の1つに、出生数より死亡数が多いということの自然現象の増加があります。もう1つには、転入者数よりも転出者数が多いという社会現象があります。その対策としては、出生数を増やすことと、転入者数を増やし転出者を減らすことが求められています。

平成27年に策定されました日野町人口ビジョンは、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する住民の意識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものでございます。日野町の将来展望人口見通しの中で、人口減少の重要な鍵となる合計特殊出生率の見通しについては、平成26年度には1.59ですが、平成28年度の目標が1.60である中、1.48となり低下しています。2020年の見通しを1.64とされていますが、達成はできるのでしょうか。出生数、過去3年の平均ではありますが、これについても平成29年度の目標177人とすると159人となり減少していますが、増やすことはできるのでしょうか。死亡数も前年度の260人が

平成30年度は300人を超えるようであり、今後も高齢化の中で自然現象の増加が予測されます。

転入者数過去3年平均については、平成29年度は目標700人のところ715人でありました。転出者数過去3年平均については、平成29年度は目標760人のところ801人となり、転入者数よりも転出者数が多いという社会現象となっています。集落においては65歳以上の方の割合が50パーセントを超える限界集落や55歳以上の方の割合が50パーセントを超えると準限界集落となる集落が多くなっています。そうしたことから、集落の維持、環境整備が困難になってきています。地方創生事業の中で、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略が策定され、平成27年から31年までの5年間の計画が50項目の施策に取り組んでいただいております。目標の実績値に向けて進めていただき、評価するところがございます。その経過の中で住民の暮らしが少しでもよくなることを期待し、人口減少対策の成果向上を願い質問をいたします。

1つ目に、現人口推移の状況から、将来の日野町の人口展望をお伺いいたします。

2つ目に、総合戦略の取り組みをどのように評価されているのか、お伺いをいたします。

3つ目に、限界集落、準限界集落への対策をどのように対応されるのか、お伺いいたします。

4つ目に、人口減少の抑制に向けての今後の総合戦略の取り組みをお伺いいたします。

以上の4点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 日野町の人口ビジョン総合戦略についてご質問をいただきました。

まず最初に、町の人口推移の状況と将来の展望についてでございますが、現人口の推移の状況は総数では毎年約200人の減少が続いております。今後数年の内訳は出生より死亡が多い自然減が約100人、転出超過による社会減が約100人となっておりますが、昨年は死亡者数が年間300人を超え、自然減が約150人となりました。一方、転出超過は50人程度となっております。また、合計特殊出生率については、平成28年の出生数は160人で1.48であったことを踏まえると、平成26年の出生数190人程度まで回復すれば、2020年の目標の1.64を達成することができます。

現在の町の人口は、平成27年に作成した人口ビジョン推計より5年ほど早く減少が進んでおります。今後の町の人口についてはこれ以上ビジョンの推計と離れないよう、総合戦略の各施策に引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、総合戦略の取り組みをどう評価しているかということですが、総合

戦略の取り組みについては、毎年総合計画懇話会による外部評価をしていただき、その中で細かく評価をいただいております。総合計画にある施策であるものの、総合戦略に位置づけたことにより達成が早くなった施策も多くあり、その意味では総合戦略による成果は出ていると一定の評価をしております。

次に、限界集落、準限界集落への対策や対応についてでございますが、限界集落、準限界集落に限らず人口減少と高齢化が進む中、自治会活動に不安がある、また今までの活動そのものが継続することが困難な状況にある集落や自治会がございます。自治会に対して町が直接の関与というのは難しいことでございますが、各種情報の提供や自治会と話し合うなど、取り組みを進める中で支援をしてまいりたいと考えております。

次に、人口減少の抑制についての今後の総合戦略の取り組みについてでございますが、総合戦略の成果は上がってきているのに人口減少の歯止めがかけられないという現実があります。これは総合戦略に掲げる50の施策の成果が日野町の人口増へすぐに結びつくものではないというものでございます。しかし、住みやすい日野町、住み続けたい日野町になることで人口の流出を抑制し、U・I・Jターンなどの移住者を増やし、子育て世代を町全体で支え、子育てのしやすい環境をつくることで出生増につなげるなどの取り組みを、引き続き総合戦略に基づき進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは再質問させていただきます。

現在の日野町の人口は、人口ビジョンの推計より5年ほど早く人口減少が進んでいるということでもあります。少しでも人口減少が抑制できるように努力することが求められているように思います。総合戦略については、目標値に向けて着実に成果を上げていただいているものと評価するものであります。人口増への成果はすぐにあらわれるものではないことから、何年か先には成果は出るものと思います。

日野町くらし安心人づくり総合戦略は5年間の計画ということで、31年度が最終年度となります。日野町人口ビジョンは日野町の将来の人口推移を調査、策定されていますことから、総合戦略の施策、取り組みを5年間で終了することなく引き続き取り組むことが求められているのではないかなというふうに思います。国の地方創生事業の中での動向はどのようになっているのか、お伺いをいたします。そして、第2次総合戦略を策定されるということになるのかどうか、当局のお考えをお伺いいたします。

そして、少子高齢化や過疎化による集落維持、自治会等の運営が困難になり、町への支援相談が寄せられたことはあるのかどうか、お伺いをいたします。支援相談を受けたとき、どのように対応されるのかも含めてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま齋藤議員の方からご質問いただきました、2点、3点ぐらいですかね。

1点目の、地方創生に係る国の動向と申しますか、その辺のことでございます。次の一緒にいただいた質問と一緒に、次期の総合戦略の策定をどうするのかというのと関連をするんですけども、国の方でもまだ総合戦略、国の総合戦略をつくるというのは決定をされておられません。今年の6月ぐらいにその辺を、国としての考えを示したいというお話をお聞かせいただいているところでございます。そうしたことを受けまして、町としましてでもできれば次期総合戦略につきましては、6次の総合計画との時期的なリンクもございまして、その中で優先すべき部分の、総合戦略として今までやってきた、さらにそれを新たな取り組みを含めてそういう部分で位置づけ、総合戦略の中で位置づけられるのであればそれも1つだろうというふうに考えております。

ただ、今までどおり総合戦略単独でそれをつくって当然、やらないと、いろいろな補助、交付金、いろいろなそういうものを受けられないとなると、そこはまたそういうことを含めて検討が必要になってくるのかなというふうに考えております。

それから、少子高齢化、過疎化によります集落、自治会等からの支援相談を受けたかというお話でございます。多くはございませんが、ございます。そうした意味で、直接区長さんなり代表者の方が相談に来られる場合もございまして、そうした意味で、じゃ、一度出前講座をさせてもらいましょうということで出前講座をさせてもうたり、いろいろなことをさせてもうっています。基本的にはそうした課題があるということは共通して認識をいただいていますので、毎年各地区の行政懇談会では、そうした意味ではいろいろな問題提起も含め、人口推計も含めまして問題提起をさせていただいているところでございます。そうした中でどのように対応されているかということで、今言いました出前講座等させていただいているわけですが、その集落の人口推計もさることながら、先進での事例、それからどのような話し合いが必要なのか、こういうやり方もありますよとかいうような意味で、できるだけ具体的にお示しをさせてもらって、こちらでコーディネートさせていただいている場合もございまして、私どもができる範囲の中では今現在、させていただいているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 日野町にとってはやはり、人口減少をする中で総合戦略の基本計画なり取り組みというのは大事な事かなというふうに思います。再質問はいたしません、住みやすい町、住み続けたい町になるよう、総合戦略の施策を着実に実行していくことで町は充実するものと考えます。魅力ある町になることを確信し

ております。地域創生事業の来年度の事業取り組みについても期待をしているところでございます。また、集落においての支援もよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして質問いたします。

不育症の相談や支援の推進について、まずお伺ひいたします。

本町では不妊治療を受けておられる方に対して治療に要する費用の一部を助成する事業が行われております。けれども、不育症の検査や治療をされている方への助成制度は行われておりません。不育症とは2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡を繰り返して結果的に子どもを持たないことと定義されています。厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10パーセントから20パーセントの頻度で起こると言われています。流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症していると言われております。不育症の原因として抗リン脂質抗体症候群や甲状腺異常などが言われていますが、原因不明も多いようです。しかし、厚生労働省研究班によりますと、検査や治療によって約80パーセントの方が出産にたどり着けると報告をされています。不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守ることができるのではないのでしょうか。

不妊症に比べ、いまだに不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって心身ともに大きなダメージを受け苦しむ女性の約4割は、強い心のストレスを抱えたままであると聞きます。正確な情報の提供や心理的な相談、医学的な相談等を行っていく必要があり、都道府県ごとに不育相談窓口が設置され、平成29年7月時点では63カ所で不育症の相談が可能になりました。また、不育症の治療には多額の費用がかかることから、公的助成を行っている自治体も増えており、近隣市でも助成が行われています。

以上のようなことから、日野町でも不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みが必要だと考えます。

そこで何点かお伺ひいたします。

1点目は、不育症について本町ではどのような認識をお持ちなのか、お伺ひいたします。

2点目は、本町の相談窓口体制状況はどうなっているのでしょうか。相談体制への充実へのお考えをお伺ひいたします。

3点目は、患者支援として経済的負担軽減を図り治療を受けやすくなるよう、不育症の治療費助成制度についての町のお考えをお伺ひいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 不育症の相談や支援の推進についてご質問をいただきました。

不育症につきましては、流産と関係あるわけですが、流産は妊娠の約10パーセントから20パーセントの場合に起こり、その大半は偶発的な流産とされております。2回以上の流産、死産を繰り返すなどのいわゆる不育症については、さまざまな要因が認められることがあります。中には偶然流産等を繰り返し異常がない場合もあります。まだ原因が分からない場合も少なくないという状況だと認識しております。

次に、相談窓口の体制でございますが、町に相談があれば保健師が対応いたしますが、専門的な内容については滋賀県の不妊専門相談センターにつないでいく必要があると考えておまして、今後もそうした対応をしてみたいと考えております。

次に、不育症の治療費助成制度についてでございますが、不育症については原因が分からない場合も少なくないとされており、国や県の支援の方向性にに基づき、今後、判断してみたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは再質問をさせていただきます。

2点目の相談体制についてなんですけれども、今までに不育症等の相談はあったのでしょうか。また、町では不育症の方がいらっしゃるというのをどのように把握されているのか、治療を受けていらっしゃる方ですとか、そういうものの把握でございますけれども、どのように把握をされているのでしょうか。また、県への相談センターにつなぐ前の相談体制は十分であるとお考えでしょうか。

3点目の、治療費助成制度についてでございますが、これまで不育症について2回質問をさせていただきました。平成26年6月議会での町長のご答弁では、不育症の助成については他市町の状況も参考に今後検討してみたいとのことでありました。そのとき助成制度があった県、市町は5市でございました。今現在の県内市町の現状と国や県の支援の方向に基づいてというご答弁がありましたけれども、県の方向性とか国の方向性を教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） ただいま不育症の相談や支援の推進についての再質問を頂戴いたしました。

まず、第1点目でございますが、相談体制の中で今日まで不育症に関する具体的な相談があったのか、また不育症に関する把握はしているのかということですが、具体的に不育症であるということでのご相談は今日までというのか、以前は、不育症という言葉がなかった時代のことは分かりませんが、現在においては今、その相談はございませんということでございますし、相談いただく場合になりますと、実際これは保健センターの保健師ということになるわけですが、

保健師も不妊、不育の専門家であるのかどうかということになれば、いささか知識なりは医療機関とは違いがありますので、今言われたように不妊相談のセンターの方へつないでいくということが一番ベストであるという判断のもと、そういう相談があれば県につないでいく、県といたしましても滋賀医大が県の受託を受けて相談センターを開設されているということですので、滋賀医大の方へつないでいくということが一番ベストかなというふうには思っております。

それと、今の相談体制で十分なのかということになれば、先ほど申しあげましたとおり、つないでいくことが、十分ではないとは思いますが、一番ベストやという判断をいたしております。

それと、以前にも不育症に関するご質問をいただいておりますということも、私ども、認識いたしております。他市、他町の状況も見つつ検討していくということの答弁もさせていただいているところです。現在におきましては、県内で7市で不育症に関する助成の制度をお持ちのところがあるということでございますし、そういった状況については今のところ注目しているところでございますけれども、先ほどお尋ねがあった県の方向性というのはどういうものかということで、県では健康寿命推進課というところが一応、所管をするということで、対応についてお尋ねをしたところ、不育症については原因が分からない場合も少なくないとされていると。国の支援の方向性に基づいて県でも不育症に関する情報提供と相談は引き続き行っていきたいということでありまして、県についても国の方向性に基づいて対応していきたいという方向性を持っておられると。町についても国・県同様、方向性を見定めながら、先ほど町長答弁にもありましたとおり、判断していきたいというふうには考えております。

ただ、一方では不育症と言われる症状に悩まされている方はお見えであるということも事実でございますし、子どもを持ちたくても持つことができないということで、かなり心理的に負担が大きくなっているということもまた事実でございます。その辺のフォローに関しては十分に支援を、町としてもしていかなあかんのかなというふうには思っております。例えばある助産師さんに少しお話でお伺いしたところ、不育症というのは繰り返して流産されるということがありますので、例えば妊娠されて期待をされる。でもうまくいかなかったという落胆が繰り返して行われることによって、心理的にはかなりのダメージがあるんやわということをおっしゃっていただいておりますので、その辺の心理的なフォローは十分にさせてもらわないかんのかなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再々質問させていただきます。

窓口ではなかなか掌握というかご相談に見えた方も把握はできていないという状

況かなというふうに、ご答弁では受け取ったんですが、やはり助成制度があればご相談に見える方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますし、現状というものが町の方でも分かっていたのではないかなというふうにも思います。県ですとか国ですとか、確かに進めていっていただきたいと私も思うんですけども、やはりそれに先駆けて、市ではもう取り組んでいらっしゃる方がいます。やっぱり1人の本当に悩んでいる人に寄り添って、町としては、先ほどからも出ておりますが、住んでみたい町、住み続けたい町と言うならば、やっぱり住民の方に寄り添った、国や県に頼るだけではなくて取り組んでいただきたいと思いますので、そのところ、もう一度、環境整備についてお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 助成制度があることによって相談なんかもしやすくなるのではないかなというふうにおっしゃっていただきました。これも確かにそのとおりであると思います。例えば一昨年の情報になるんですけども、県の不妊相談センターで相談される方、いろいろな相談の方法があるんですけども、面談であるとか電話相談、メールの相談、都合、合わせまして1年間で267件あったというふうに言われています。そのうち当然、不育症というよりは不妊に関するお問い合わせとかご相談が多かったようです。

ただ、不育症に関するご相談も受け付けされているという状況を聞いておまして、そのうち24件は不育症であったということでもありますので、不妊の割合からすると不育症に関するご相談は今のところまだまだ少ない状況であるのかなと。県内におきましても7市が助成をされているものの、やはりそういう相談を自発的にされていくということに関してまだまだ、滋賀県内においてはそこが十分に周知浸透していないのかなということも捉まえますと、助成制度そのものが動機づけになるということも一部はございますけれども、それ以外の社会的な心理的なものの不安を取り除くということも必要ではないのかな、過度の妊娠に対する、出産に対する社会的な重圧ということに対して、重圧を持たれている方もお見えやというふうにお聞きしておりますので、その辺がやっぱりクリアされていくことが住みよい町になっていくのかなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、1人悩んでおられる方が少しでも救われるような施策をお願いいたします。

それでは、次に、安心して住み続けられるまちづくりについてお伺いいたします。

昨年、日野町高齢者福祉計画介護保険事業計画第7期が策定されました。その中で本町の高齢化率は約29パーセントで、10人のうち約3人が65歳以上となっており、平成32年度には高齢化率は30パーセントを超えると予測されています。今後も高齢

化は進むと推測がされます。また、高齢者のみの世帯、高齢者でひとり暮らしの世帯が増加状況というふうになってもおります。住みなれた自宅で暮らしたいとの思いは多くの方の願いだと考えますが、体が思うように動かなくなったらとの不安も多くあります。ますます安心して住み続けられるまちづくりが今、求められていると思っています。

日野町でも地域での支え合い活動も始まっている地域があると聞いています。町としても高齢者の住みなれた地域での暮らしを支援する事業が始められるようです。在宅介護実態調査では、在宅での生活継続のために必要な支援、サービスとして、移送サービス、外出同行、見守り、配食、ごみ出し等が挙げられていました。どれも生活していく上で重要な課題だと思えます。

このような状況を先日、お聞きいたしました。高齢者のみの世帯の方ですが、ごみ出しに大変困っているとのことでした。手足が弱ってきてごみ集積所まで坂道であり距離もあり、押し車に載せて何とか行っているが、雨や雪の日だと大変苦労している。ご近所の方々も持っていきましようかと声をかけてくださり、お願いすることもあるが、何回もとなると申しわけなく思ってしまうとのことでした。

毎日生活していくとごみは必ず出てしまいます。その後、私も注意深くいろいろなごみ集積所を見ておりますと、大変遠いところから来られる方は、また自転車や車で運んでおられる方もおられます。それぞれ困っている状況や事柄は違うかもしれませんが、困っている人が少しでもなくなるよう支援策を考えていかなければならないというふうに思います。県内でも地域で助け合う活動として有償ボランティアという形で取り組みをされているところもあると聞いています。

そこでお伺いいたします。町では高齢化社会に向けて、今後、高齢者生活支援事業をどのように進めようとお考えなのか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 高齢者の生活支援につきましてご質問をいただきました。

今後、日野町でも高齢化の進展とともに高齢者人口が増えることとなります。支え手となる現役世代の減少も想定されます。このような中、高齢者の方を単に支えられる存在として捉えるのではなく、その人の状況に合わせて支える側として活躍いただくことも重要であると考えております。

日野町においては互いに顔の見える関係を基盤としながら、隣近所等において豊かな支え合いが育まれております。東桜谷地区では来年度から移動支援を食事会から取り組みを開始されようとしています。また、町内各地でもサロン活動や食事会などの取り組みが広がってきております。今後も新たな活動の立ち上げについて、町ならびに社会福祉協議会が連携し、町民の皆さんとともに、それぞれの地域に合った仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再質問させていただきます。

東桜谷地区での取り組みは大変参考になり、また各地区でも取り組めたらいいのではないかなというふうに私も思っております。私も以前、大野木に行かせていただいて、まちづくりを研修させていただいて、学ばせていただいたんですけども、地域というのが言われるんですけども、地域といいましても大変、くくりが例えば日野地区でありましたり、必佐地区、また西大路地区、大きな地区で、今、東桜谷地区というふうにお聞きしておりますけれども、そういう大きなくくりから、また日野地区でいいますと大窪ですとか松尾ですとか村井ですとか、また小さな地区、また大窪でも1区、2区、3区、5区、いろいろなところがあるわけですので、その単位というものが大変難しいのではないかなというふうにも思いますが、町が考えておられる地区というのは、どのぐらいのことをお考えなのかなというのをまず、エリア的なものをお聞きしたいなというふうに思います。

また、もちろん地区で取り組んでいただくのは大変いいことやなというふうに思うんですけども、行政としての役割はどのようなものなのかということをお聞きいたしたいと思います。地区で取り組まれるにしても、また強いリーダーシップというものも必要だと思いますし、アドバイザーとかコンサルというものもやはり必要になってくるのではないかなというふうにも私は思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 中西議員の方から高齢者生活支援事業に関連いたしましたので何点かご質問いただきました。

まず、取り組みのエリアでございますけれども、現在は東桜谷地区全体で取り組んでいただくということで、おしゃべり会を開催していただいております、その中でいろいろな取り組みを考えていただいているというところでございます。町では町全体、そして協議体ということで7つの学区がございますので、それぞれの学区にそれぞれ社会福祉協議会の方から地域の支え合い事業ということで働きかけもいただきながら協議もいただいておりますが、実際、この支え合い事業の移動支援の場合でございますと、なかなか地区全体で取り組むといたしましても、全体で取り組むわけでございますけれども、といいましてもやはり在所ごとといいますか、各自治会ごとでないとなかなか、実際にうまくまず動いていかないということで、遠いところの在所の方を離れたところの在所の方が迎えにいったりというのも、なかなか顔も分かりませんし、そういったところで難しゅうございますので、まず地域の中でそういう組織全体としては立ち上げていただくわけでございますけれども、それぞれの個々の取り組みとしましては、各自治会ごと、在所ごとで取り組んでい

ただくというようなことで、東桜谷地区の場合は考えていただいております。

それぞれの取り組みとしまして、7学区ございますのでそれぞれからいろいろなお話をいただきまして、ご要望がございましたら先ほどから申し上げておりますように社会福祉協議会、また町の方からも寄せていただきまして、東桜谷地区である一定のマニュアルといいますか手引き的なものも作成をしていただいておりますので、そういったものも参考にさせていただきながら広めていければなというふうに思っております。

行政としては、支え合い事業としての取り組みでございますので、やはり気運を醸成していくということが必要であるというふうに思っております。さまざまな機会、出前講座でございますとかいった機会を捉まえながら啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

アドバイザー的なところというようなお話もございますけれども、県内各地でそれぞれ取り組んでいただいている先進的な取り組み事例が、県内にも幾つもございますので、そういったところも、ご希望いただくようなところがございましたら、視察に一緒に出向かせていただきながら、ともに地域の支え合い事業について、それぞれ手法は違いますでしょうけれども、その地域に合った、また取り組んでいただく方々の思いに沿った中で、それぞれ仕組みを考えていくような方法でサポートしていくことができればなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 地区でしっかり取り組んでいただけたところがあれば大変、すごくいいなというふうにも思いますけれども、やはり大きなくくりでありますと、大変取り組みにくい場面もあると思いますし、また本当に同じように進まない地域は出てくるというふうに私は思うんですけれども、そこを行政はどのように対応していくのか、一斉に地区ができればいいですし、徐々にでもいいですし、取り組むことが難しいところを行政がどうフォローしていくのかというところが役目ではないのかなというふうにも思いますので、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 中西議員の方から再々質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

確かに今、学区の中で取り組みで地域支援のコーディネーターなんかが入らせていただいておりますが、もちろん各地区でそういうふうな取り組みをしたいということでありましたら、サロンの活動でもそうでございますので、大小それぞれの自治会の方に寄せていただきまして、こういう取り組みでということでお話をさせていただきたいというふうに思っております。

今、私が申しあげました東桜谷地区の取り組みは、まず東桜谷地区のそれぞれ大きな組織、人推協さんなりそういった組織が中心になっていただいで取り組んでいこうというようなことではじめ始まったようでございますので、そういったところにお声がけをさせていただいたということでございますけれども、もちろんそれぞれの地区からそういうお声がけいただきましたら、在所それぞれの中で同様にいろいろとお話をさせていただきながら、お話しはしていけるものというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 今、現実が住みづらいというふうに考えていらっしゃる方がおられるわけですから、しっかりとまた行政の方でもご検討いただきたいというふうふうに思います。

それでは、次に、スポーツ施設についてお伺いいたします。

日野町のスポーツ施設といえば、一番に思い浮かぶのが大谷公園ではないでしょうか。そこに併設されているのがB&G、日野海洋センタープールであります。長年にわたり多くの幼児や子ども、大人も利用してきた施設であります。その施設も老朽化に伴い、今年度から使用できない状況であります。毎年水泳教室などを行っていただき、多くの子どもたちが初めて泳げるようになったり、いろいろな泳ぎを身につけたりと、喜びの声が多くあります。学校だけでは天候に左右されるなど、時間がとれないときもあると思います。また、大人は健康づくり、体力づくりにと、近隣市にプールに行かれています方も多く見られます。また、夏には町のプールを利用される方もたくさんおられます。

子どもたちや町民のスポーツ振興や健康づくりにも役立つスポーツ施設として、今後もプールが存続できる計画を望み、何点かお伺いいたします。

1点目は、施設の現状をお伺いいたします。

2点目は、町は今後、この施設の活用をどう考えておられるのか、お伺いいたします。

3点目は、学校教育では気温や天候により十分な水泳授業時間の確保ができないなどの課題はないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 中西議員よりスポーツ施設についてのご質問をいただきました。

まず、B&G日野海洋センタープール施設の現状でございますが、完成後36年が経過をいたしまして、施設全体の老朽化がかなり進行しているという状況でございます。劣化が著しいものとしましては、テントシートの破れ、またテントシートの支持用ワイヤーの断裂、さらに換気扇の不調、漏水などがございます。中でも建屋

の鉄骨の腐食が見られまして、そのさび片の剥落が特にひどいと思われる状況でございました。

次に、今後の活用についてでございますが、プールを含む大谷公園につきましては、長寿命化計画を策定する予定でございます。その中でプール施設の今後についても検討していきたいと考えております。

続きまして、学校教育における水泳授業の時間確保はどうかということをお尋ねいただきましたが、各校では6月の中旬にプール開きをいたします。おおむね小学校では12時間から13時間、また中学校では6時間から8時間の水泳の学習を定めまして計画的に進めているところでございますが、ちょうど梅雨の時期と重なりますので、気温や天候によりまして実施できない日も当初はございます。しかし、6月下旬からは気温や水温も安定してくるというような状況でございます。

水泳学習の実施時期には常に天候のチェックが必要となっておりますので、そうした中、最近では雷や大雨等の急な天候の変化によりまして、児童生徒の安全を考慮して途中で学習を中止するということが多くなってきているという状況でございます。このような状況ではあるわけではございますが、水泳時間、学習に必要な授業時間につきましては、毎年確保することができているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再質問させていただきます。

1点目についての現状についてでございますけれども、一度改修をされたというふうに聞いております。その時点でも耐用年数のこともありますし、今の今後のことについての話とか計画の検討はなされたのでしょうか。それを1点目、お聞きしたいと思います。

また、2点目についてでございますが、今、今議会におきましてもレスリング競技の練習できる施設整備を求める請願というものも提出をされておりますけれども、プールを含む大谷公園を町の総合的なスポーツ施設として整備していただきたいというふうに私も思っております。長寿命化計画策定ということがありましたけれども、その内容と予定期間を教えてくださいたいと思います。

3点目ですけれども、大谷プールでの水泳教室等が行われていたわけなんですけれども、幼児やまた小学生の方が多く、毎年参加されておりました。また指導をいただいていた先生方も大変熱心に進めていただいていたわけなんですけれども、学校としてはどのような見解をお持ちだったのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） ただいま中西議員から再質問を頂戴しました。

1点目の現状につきましてでございますが、先ほど教育長の答弁では大分施設の方が傷みがひどいということをお答えさせていただいたわけなんです、以前、プー

ルの方を、平成16年度になるんですけれども、今のプールの建屋の鉄骨がやはり、今、現状と同じようにあの当時もかなりひどくなっておりましたので、さびを落としまして、その上からまたペンキの塗装をさせていただいたというのと、それからプールサイドはその当時はコンクリートの打ちっばなしのような状態でしたので、子どもさんたちがプールサイドを歩かれるときに足をけがしたりということがございましたので、それがないようにフローアをちょっと改修したというふうな大きな内容でございます。

長期的な計画をとということでございましたが、大規模改修をすることによってしばらくはプール指導として使えるということでございますので、そのときにはまだ本格的な計画というのはされていなかったと思います。

それから、2番目の方で、日野町で今、盛んになりつつありますレスリング競技を含め、大谷公園の方を総合的な施設として整備したらどうかというようなご意見をいただいたんですけれども、確かに冒頭のご質問にございましたように、日野町でスポーツというと大谷公園というのがすぐ浮かんでくるわけですので、その施設を有効的に活用して、レスリングだけでなく全てのスポーツにつきまして、町民の方々が体験したいスポーツであったり、これからいろいろ最近は新しいスポーツ、ニュースポーツと言われている新しい競技等もできておりますので、そのようなものをできるだけ気軽に親しんでいただけるような環境にはしていきたいなと思っております。

それから、3番目の水泳教室の関係でございますが、大谷のこのプールができました直後あたりから現在も指導していただいている先生方の努力によりまして、ずっと毎年、教室をさせていただいています。小学生になる前の幼児教室であったり、小学生のちびっ子教室、それから近年は中高年齢層を対象としました水中ウォーキング等、させていただいているところでございます。ただ、施設の老朽化とともにやっぱり年々、利用される方が少なくなってきております。

水泳教室の方もアスリートを育てるとというのが目的でなく、やはり水泳をしたことのない子どもさんに水に親しんでウォータースポーツが怖くないんだというような、恐怖心を取り除くような教室を、水のスポーツを楽しんでいただいたりとかいうのを教室の方針でやっていただいています。それと、水中ウォーキングにつきましても、やはり膝とか腰とかに不安を感じられる方も、体重とかの負担をかけることなく気軽にできるスポーツということでしていただいているわけなんですけど、何せ7月、8月の年の間のわずかな期間だけでございますので、教室に入られた子どもさんも、やっと水泳がおもしろくなって続けたいなと思ってももう、夏が終わってしまう。それから、水中ウォーキングにつきましても、長く続けるというのがやっぱり大事なことでございますので、それも夏のプールの間だけで終われば、水中

ウォーキング講座もなくなってしまいますので、続けたいと思われる方はやはり、町外の方のプールに行かれるということがあるということでございます。

ただ、この大谷のプールにつきましては、31年度はとりあえず休止というような方向を出させていただいているんですが、水泳教室なりをご指導していただきました先生がたくさんいらっしゃいますので、そういう人材を無駄にすることがないように、例えば学校のプールを使わせていただいて、水泳教室までは行かないんですが何らかの形で、そういう指導者の方のせつかく身につけていただきましたノウハウ等を生かしてもらえるような方向でできないかということで、水泳教室を指導していただいている先生方とは今、調整しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 長寿命化計画につきましてご質問いただきました。

都市公園の長寿命化計画につきましては、平成31年度の予算で要求をさせていただいておまして、31年度中に完成をしたいなというふうに考えています。これにつきましては、プールを含みます建物の施設、野球場やらスポーツ広場、それからグラウンドゴルフ場等のグラウンド、この辺も含めて大谷公園と松尾公園と内池公園、3つの公園の計画になりますので、時期につきましては31年度中に計画の策定をしたいと思うんですけども、発注までに、今もありましたように今後の施設、特にプールについてどのように、今後の活用に向けた協議等もしていかならんかなというふうに思いますので、ちょっとこれから先、どの施設をどのように使っていくかというのを整理した上での発注になるかなというふうには思っています。ただ、策定については31年度中に終えたいというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 町の子どもたちは野球とかサッカーですとか、またレスリングですとか、大変熱心に取り組まれているところでございます。また、大人も健康づくりとか、また体力づくりに今、スポーツ志向というのは増えてきているのではないかなというふうに思っておりますので、しっかりとした大谷公園の施設整備をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は14時から再開いたします。

—休憩 12時41分—

—再開 14時00分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、通告に従いまして近江鉄道存続についてと国民健康

保険についての2点を分割で質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず、近江鉄道の存続について、この問題については昨年9月議会でもおこなった質問です。平成30年度地域鉄道ネットワーク検討調査事業については、県および沿線市町が近江鉄道線の存廃の方向性の検討を行うにあたり、必要な検討素材を得るために存廃パターン、代替交通の導入、費用負担について調査分析やケーススタディ等を調査委託するといえます。また昨年7月より近江鉄道のあり方検討に向けた副首長級キックオフ会議を開催され、県および市町は地域のまちづくりの観点から、近江鉄道線の存廃を含め幅広く議論するための必要な選択肢、議論する環境を整えた上で平成31年度中に法定協議会設置を目指すということで合意をしたとのことでした。

昨年の私の質問での町の答弁は、町の玄関口として重要な公共交通機関であり、通勤通学になくてはならない状況であることから、存続する方向を議論してまいりたいと答えられました。しかし、調査事業についても副首長級キックオフ会議でも、存続ではなく廃止も含めた議論となっていることに不安を感じるどころです。しかし、重くのしかかる赤字論のもとで各市町に多額の負担がされること、諦め感があるのも現実です。

自治体ができることは利用者を増やすことなど、限りがあります。国の責任を明確にした上で存続が大前提の議論を超党派でやっていかなければならないと考えます。そこで、町が知り得ている今日までの協議・調査状況や、これからの町の取り組み姿勢をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 12番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 近江鉄道の存続についてご質問をいただきました。

昨年12月に今後のあり方を検討するための組織として、滋賀県、沿線市町、近江鉄道、学識経験者等を委員とする（仮称）近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議を滋賀県が設置され、これまでに2回の会議が開催されました。会議では近江鉄道線の維持存続を求める意見が多く出され、バス交通に転換した場合には高等学校の進路選択への影響や道路渋滞の懸念、町のにぎわいの衰退など、さまざまな影響を懸念する意見が出されました。

町といたしましても、住民の皆さんをはじめ多くの方からご支援をいただき、一昨年10月に日野駅舎が再生されたところでもあり、鉄道を存続するためにどのような方法がよいのかという姿勢で議論をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 町の姿勢は変わらないと喜んではおります。

再質問ですが、先ほど齋藤議員もおっしゃいましたが、先週の土曜日、10日に東近江で行われた地域鉄道活性化フォーラムに参加をいたしました。講演は北条鉄道

株式会社再生の取り組みと和歌山電鉄の取り組みから考えるそれぞれの役割であり、両方とも鉄道会社が廃止届を出された後、住民や行政が存続に動き出したとのこと。近江鉄道の場合はそれと比べるとまだまだ余裕がある状態です。和歌山電鉄のお話で、成功の要素とストーリーについては、決して諦めない気持ちや事業者の役割、行政の役割、沿線住民の役割には地域と一体となった運営組織が必要なことや、沿線住民への努力の見える化など事業者のかなりの努力が必要、また国や議会への根回しを行政の役割としていること、沿線住民の役割には議会や行政への住民からの要望書や陳情書、提案書をどんどん出してほしいとの話があり、大変実りのあるフォーラムであったと感じたものでした。

行政の役割に国や議会への根回しとありましたが、路線維持のための主な課題に、国の補助事業、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の予算額の不足により、鉄道維持に要する事業者や地方の負担が拡大をしています。全国の地域鉄道における国庫補助要望の状況は、国土交通省調べですが2016年の要望額は2010年に比べ約2.7倍に増加し、同じく要望事業数でも約1.7倍に増加をしています。

鉄道と道路に関する国の負担率について、鉄道の施設等の改良、修繕は補助率が3分の1であるのに対し、道路の直轄国道の維持修繕については10分の10、満額であり、国道の修繕は2分の1となっており、毎年国土交通省の予算は全体が6兆円規模ですが、そのうち鉄道局の予算は1,000億円余りとわずか1パーセントに過ぎません。その内容も新幹線整備が700億円余りと7割を占め、残り300億円程度しか鉄道事業に充てられていないのです。道路関連予算が1兆円を優に超えているのに比べ、余りにも貧弱な状態です。

今、日本全国の地方鉄道は大きな岐路に立っています。このままでは地方の鉄道路線を廃止し続ける政治になってしまいます。自治体ができることは利用者増など限りがあります。国の責任を明確にして国にしっかりと要望して進めることが最重要課題だと思いますが、いかがでしょうか。

また、滋賀から大阪へのアクセスとして京田辺駅から近江鉄道を含む米原駅までのびわこ京阪奈線の構想がありますが、それはどのようなになっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま池元議員の方からご質問いただきました。

1点目の、今の国の、特に国交省におきます交通道路等、いわゆる公共交通に関する補助の関係のお話をいただきました。まさに私もそういう思いもございまして、先にご質問いただきました高橋議員の方からございました近江鉄道活性化計画というのがございます。これは主にはやはり、先ほどおっしゃったように安全装置関係、線路とか設備の関係の補助を国から受けて、整備するために、基本的には目的とし

ては近江鉄道活性化計画というのをつくったという経過がございます。その中で申しますと、一定そのことに付随して国の方は3分の1の補助をいただいているんですが、実際今まで毎年1億5,000万円ほどの投資をずっとしてきています。その間で簡単に言えば3分の1は国が5,000万円、あと5,000万円が近江鉄道、あとの5,000万円が県と同盟会、いわゆる今のおっしゃるびわこ京阪奈線の同盟、いわゆる沿線市町で負担をする。その中でという形で進めてまいりました。ただ、この中で今後もしっかり議題として大きくなってるのが設備で車両の更新の問題、それからご存じのとおりトンネルがございます。それから橋が7つございます。そうした面での設備に対する投資がこのままでどうかということがあって、今まで来た、今、来ている状況もひとつ要因であります。そうしたことからいいますと、国の方に先ほど言いました本来公が守るべき、確保すべき部分ということをしかりと押さえながら、その部分については今までに増して町村会等を通じて要望をしていくべきだというふうに考えております。

それから、2点目のびわこ京阪奈線は同盟会はどうなっているんだという話でございます。これにつきましては、実を言うと国の方では一定、構想路線という位置づけはされております。ですから、何も位置づけがないわけではないので、あるんです。あるので、ございますので、一定その中で引き続きびわこ京阪奈建設期成同盟会は続けさせていただくと。特に今までも利用促進を中心にさせていただいたので、そんな形になってくるとは思います。今後は存続のいろいろな議論との連携をしながら事業をしていくということになるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 質問というのか要望になると思いますが、代替路線のことで、利用者が進まない路線で、バスなどの交通機関が適切に役割を分担するように国は進めていますけれども、バスに転換することにより当面の運行経費は削減されたとしても、利用者数が大幅に削減すればやがてバスの運行も維持できなくなるという、バスの転換は地方消滅への道だと実質的に研究的に多くの指摘がなされています。ですから、今後開かれる協議会などでは国の責任を明確にして、存続を大前提にした議論を進めていっていただきたいと思います。

先ほど齋藤議員のときの質問の答弁で、憲法上の問題を言われましたけれども、1989年に民営化となった国鉄ですけれども、鉄道事業法の第1条には、利用者の利益を保護するとともに鉄道事業等の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とするというふうにあります。鉄道問題は現在の基本的人権というべき交通権にかかわっていると思いますので、本当にこのことをしっかりと踏まえた上で、先ほども言いましたように存廃じゃなくて存続を大前提にした議論を進めていただくことをお願いいたします。要望です。

続いて、国保財政の都道府県単位化が実施されて2年目を迎えようとしています。1月末には2019年度の国民健康保険税算定の基礎となる1人当たりの標準保険税額が示され、今年度と比較すると県平均で1万1,782円の増、約9パーセントの伸びとなっており、各市町別に見ても、豊郷町を除く18市町が軒並みに引き上げとなっています。

ちなみに日野町は1万4,047円増と、11.8パーセントと県下で一番の伸びとなっているのです。そもそも国保財政の都道府県単位化は持続可能な医療保険制度を構築するための制度改正であり、市町が抱える国保財政の危機を打開するための方策として期待されていた一面もありますが、実際には財政健全化どころか加入者負担増に拍車がかかり、より深刻な事態を迎えているのではないのでしょうか。

今や高過ぎる国民健康保険税問題の解決は住民の暮らしを守る上でも国民皆保険制度の最重要の柱である国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、社会の公平、公正という面からも、避けて通れない課題となっています。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

1つ目に、今回、1人当たりの標準保険税額の大幅な引き上げ額が県から示されました。激変緩和措置はされますが、それでも税額の引き上げになる分をどのように対応されるのでしょうか。お尋ねをいたします。

2つ目に、平成31年度の確定係数での算定の前提条件として、厚労省は1人当たりの医療費の増減率を対前年度比プラス1.7パーセントとしているのに、滋賀県はプラス2.7パーセントとなっていますが、そのことについての根拠、県よりの説明があったのでしょうか。

3つ目に、全国知事会は協会けんぽ並みの保険料に引き下げるために1兆円規模の公費負担増を政府に求めています。また、人頭税と批判の高い均等割、平等割を抜本的に見直しをする必要があります。日野町から、町村会からも強く求めていただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 国民健康保険制度についてご質問をいただきました。

平成31年度の国民健康保険事業費納付金等の本算定結果が本年1月末に県より示されました。平成31年度の国民健康保険事業費納付金は5億1,711万4,000円であり、対前年度比では147万9,000円、0.3パーセントの微増となっておりますが、被保険者数が減少しておりますことから、1人当たりの保険税額は11.8パーセントと大きな伸びとなりました。納付金を納めるためには1人当たり保険税額を約1割引き上げることが必要ですが、国民健康保険財政調整基金からの繰り入れにより対応することで、平成31年度の保険税率の見直しは行わず、現行のとおりとすることを国民健康保険運営協議会で説明し、了解を得ておまして、31年度の当初予算においてそ

のような予算編成を行っております。

次に、1人当たりの診療費の伸び率についてでございますが、県内市町の担当課長会議で構成する滋賀県国民健康保険市町連携会議において、平成31年度の納付金等の本算定結果の説明があり、その中で1人当たりの診療費の単年度伸び率を2.7パーセントとして説明したことの説明を滋賀県から受けております。滋賀県の説明では、診療費は直近3年度間の1人当たりの診療費の伸び率を用い、一部補正を行う中で推計し、また被保険者数は前年度からの単年度伸び率を使って推計し、これらの推計値により1人当たりの診療費の単年度伸び率を計算すると2.7パーセントになるということであり、厚生労働省が示す増減率の1.7パーセントについては、市町連携会議の質疑応答の中で話が出たと住民課長からは聞いております。

次に、保険料引き下げに係る国への働きかけについてでございますが、国全体、社会保障全体の中で検討していくべきと考えておりました、当町としても国保連合会や町村会を通じて要望を強くしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、何点か再質問させていただきます。

見直しは行わないとのことで、本当にありがたいと思っております。それで、今回どれだけの基金繰り入れがそのことに必要なのでしょうか。また、1人当たりの保険税額が大幅な増になった原因は被保険者数の減少とのことですが、何人減少したのでしょうか。お尋ねをいたします。

2つ目に、国が進めている都道府県単位化は、全国的には少数で近畿圏内が主となっています。それを実施した滋賀県は、国が示した1人当たりの診療費の単年度伸び率プラス1.7パーセントを無視して計算したのでしょうか。1.7パーセントを2.7パーセントで計算すると、どれだけの違いがあるのかは、複雑な計算になると思いますので私には分かりませんが、増加することには間違いありません。市町の連携会議でも意見が出されたとのことですが、合意がされたとは聞いておりません。どのような説明だったのか、その会議に出席されていた住民課長にお聞きをいたします。

3つ目に、国への働きかけについてですが、今、年収400万円、4人世帯のモデルケースの場合、国保だと年34万250円ですが、協会けんぽだと19万6,800円と60パーセント以下なのです。協会けんぽでは子どもの人数は計算はされません。人頭税と言われている子どもの人数にも税金がかかることをどのように思われているのでしょうか。知事会が要求されている1兆円の国費投資で大幅に引き下げることができません。このことについて、まずその人頭税とも言われている子どもの人数に係る税について、町としてどのように考えられているのかをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま池元議員より国民健康保険についての再質問をいただきました。

まず、1点目の納付金の不足を基金で補うと、この場合の基金の額はいくらかということですが、町長が答弁しましたように、納付金を納めるために1人当たりの保険税額を約1割程度、本来ですと引き上げる必要があるんですけども、平成31年度につきましては国保の財政調整基金の方から繰り入れにより対応することで、保険税率の見直しは行うよう考えていません。現行税率で対応というように考えております。この納付金の不足額は約4,100万円を見込んでおりまして、それを補うために31年度の当初予算の中で国民健康保険財政調整基金繰入金4,100万円を計上しております。

次に、被保険者数の減少についてでございます。これも町長が答弁しましたように、31年度の国保の事業費納付金は、対前年度比較で147万9,000円ということで、0.3パーセントの微増であったということなんですけれども、これを1人当たり直しますとかなり、納付金にしろ保険税は大幅な増になります。その原因は被保険者数が大幅に減ったということなんですけれども、ご質問いただきました被保険者数につきましては、平成30年度と平成31年度の納付金の本算定時の被保険者数で比較させていただきますと、平成30年度は4,840人、平成31年度は4,491人と、349人、7.2パーセントの減ということになっていまして、このことが大きな要因かなというように思います。

3点目の質問の中で、国の方が1.7パーセントの伸び率を使っているのに県は2.7パーセントの伸び率を使っていると、ここの説明についてどうであったかというご質問だったと思いますけれども、1人当たりのここの2.7パーセントは、県からの説明は、1月22日に開催されました滋賀県国民健康保険市町連携会議の中で説明がありました。町長も答弁しましたように、この連携会議は滋賀県と、あと19市町の国保の担当課長で構成しております。日野町からは国保の担当課長である私と、あと傍聴に担当者が出席をしております。

その中で、なぜ2.7パーセントになったかというのは資料を示しながら県から説明をいただいたわけなんですけれども、それよりもこの2.7パーセントに至った経過というのか、仮算定というのが11月に行われていまして、そこの仮算定からの流れが私自身は重要だったかなと、今、改めて思っております。

仮算定の結果の段階において、その段階で普通に国から示されるやり方で計算すると、1人当たりの診療費が約4.1パーセントという形になったんですけども、それはちょっと極端に伸び過ぎるということで、県の方は補正をかけられまして、それで最終的に2.7パーセントという数字が仮算定の段階で出ております。この仮算定の段階で2.7パーセントと出ましたが、このときの国の、いわゆる厚生労働省が予算

の概算要求をしたときの1人当たりの医療費の伸び率が2.6パーセントであったということで、11月の段階でこの2.7パーセントが基本的にベースになったのかなというように思います。11月の段階の仮算定の数字をもとに県、またほとんどの市町が予算要求をしていったわけでございます。

それを受けて、12月末になりまして国が、今度は本算定ができる係数、確定係数を都道府県に示されまして、確定係数をもって改めて本算定に県の方は入ったわけなんですけれども、その本算定の数字の概要が1月8日に各県内の市町の方に届いていまして、そのときに2.7パーセントという数字が引き続き出たわけなんですけれども、その後、私の記憶でいくと1月10日に、国保の参考資料である国保実務というのがあるんですけれども、その国保実務の中で初めて国の予算要求額で1人当たり1.7パーセントを使ったということで、この段階で1.7パーセントを承知したことになります。

この1.7パーセントについて、ほぼ県が確定してから出てきた数字で、その後、今言いました市町の連携会議が1月22日に開催されたわけなんですけれども、当然、市町の連携会議の中でも説明の後、質疑があるわけです。その中で国が1.7パーセントを見込んでいるのに、それが2.7パーセントの県は課題ではないかというような意見を出されたところもあります。ただ、県の回答としましては、国が示した推計方法をもとに、滋賀県のこれまでの動向を踏まえ適正に算定した結果であり、またこの2.7パーセントという伸び率は他府県と比べても高くないと、どちらかという低い方であると、こうした回答でありました。

さらに幾つかの市町からは、1人当たりの保険料の額の資料では県平均で、池元議員さんもおっしゃられましたけれども、9パーセントも保険料が1人当たり増えていると。これだけ増えているんだから、もっと診療費の推計を落として納付金も下げたらどうかというような発言が出ましたけれども、県からの回答は、終始先ほどのとおり一貫していました。県が余裕を持って納付金を算定すると、結果として県の方でその分を確保、保留されるわけなんですけれども、その保留された分については、県の財政調整基金に積み込んで財政調整に使うか、もしくは翌年度ではなくて翌々年度の納付金の算定の財源にするという形になります。また、逆に県がぎりぎりで見ると不足が生じた場合においては、県の方も財政調整基金を持っていますので、その基金を活用すると。翌々年度に納付金の算定の中で反映するという流れになります。

そう考えますと、納付金の算定にあたってはやはり、ぎりぎりのところで算定する方がベストであるというように私自身も考えておりますので、被保険者にとって必要以上の負担にならないよう、引き続き県内の市町と連携しながら県の方にも働きかけていきたいというように考えております。

あと、子どもの均等割をなくす部分についてなんですけれども、国民健康保険は保険税を算定する場合には均等割ということで人数によって課税する部分がありますけれども、協会けんぽとか健保組合など、他の医療保険制度では加入者本人の報酬等によって計算されますので、子どもが何人いようが家族が何人いようが、同じ給料のベースの上で計算されるということで、国保と大きい違いがあるのかなということです。ただ、この部分についてはやはり、いろいろな団体から国・県の方に要望が出されていますけれども、引き続き私どもとしましても町村会、また国保連合会を通じて要望していきたいなというように考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 再々質問というのか要望になりますけれども、知事会が要求されている1兆円の国費投入で、協会けんぽ並みに下げられるというふうに計算をされております。1兆円というのがどれだけなのか、私たち庶民には想像もできないものですが、安倍政権が今、アメリカの言いなりになって爆買いをしているステルス戦闘機F35というのがありますが、その購入価格が1兆2,180億円。105機ぐらいになると思いますけれども、こんな軍事費よりも国民の健康や命を守ることに回してほしいなというふうに私たちは思います。

また、都道府県単位化になって不安だらけなんです。しかし、日野町の担当の課長さんなんか本当に一生懸命やっただいて、きちっとそういう会議でも発言をしてもらっていると思って、ありがたいと思っておりますが、今後も県と市町村連携会議等において、日野町民やまた日野町財政を守る立場でしっかり意見を上げていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） それでは、通告書に従いまして2つの質問をしたいと思います。

日野駅舎の状況についてと、道路についてをお願いしたいと思います。

1つ目の日野駅舎再生プロジェクトについては、第2工事も上りホーム上屋工事、少しおくれが生じましたが完成もいたしました。今年度の計画されている工事は完成し、引き続き、昨日も質疑で申しましたような小さな鉄道ミュージアムの計画に順調に進むように願いたいと思います。

日野駅観光交流施設なないろの運営は、一般社団法人こうけん舎で交流施設なないろの運営をいただいております。日がわり店主方式のお店も好評で、イベント、コンサートなどの企画も日野町内外の方々に利用されています。県内外からの視察も見受けられております。そこで、何点かお伺いしたいと思います。

1つ目に、日野駅舎なないろの利用状況をお伺いしたいと思います。

2つ目に、日野駅再生プロジェクトは途中ですが、現時点の日野駅舎に対する費用対効果はどうかをお伺いいたします。

3つ目には、近江鉄道株式会社の存続についてですが、私の前にも幾つか出ているので、ちょっと異なることがあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 日野駅舎の状況についてご質問をいただきました。

まず、なないろの利用状況でございますが、住民の皆さんをはじめ多くの方からのご支援をいただき、平成29年10月に観光案内交流施設なないろがオープンしました。公共交通を利用いただく皆さんの待合の場として、また地域の皆さんの交流の場として、さらには日野町への来訪者の観光案内所として、たくさんの方が訪れ、ご利用をいただいでにぎわっております。

次に、日野駅舎に対する費用対効果についてでございますが、バスや電車の待ち時間に利用者が気軽に休憩できる施設ができたことが大きな効果であったと思ひます。また町民の皆さんを中心に子どもから高齢者まで幅広い年代の方が駅舎に集い、交流する場となったことによるさまざまな効果が考えられます。カフェコーナーでは高齢者の方と子育て中のお母さんたちが声をかけ合ったり、通学時の高校生にお帰り、今日は寒かったなどと声をかける地域の皆さんの姿は、貴重な効果が生まれていると考えております。

次に、近江鉄道の存続についてのご質問でございますが、町としては住民の皆さんをはじめ多くの皆さんからご支援をいただき、日野駅舎が再生されたことも当然ありまして、存続するためにどのような方法がよいのかという視点で議論をしてみたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） なないろの運営状況というのか、これもなかなか好評で、日がわり店主方式の方も来ておられて、やっぱり町の町営バスを利用して町内の桜谷地区とか鎌掛からも来て、そこでランチを食べられる風景はそこそこおられますので、よく見かけております。また、日野高校生による高校生カフェもなかなか好評で、必佐地区、また日野地区からでもお子様連れのお父さん、お母さんが来ておられますので、なかなか好評だと思っております。

そこで、先ほども申しましたが、視察もたくさん来られておると思うんですけども、どれだけ来ておられるのかも教えていただければありがたいと思ひます。私も大阪の堺市から来られたところには一緒に立ち会わせてもらいましたので、どういうことをまた期待されて帰られたのか、分かっていたら答えていただきたいと思ひます。

2つ目に、費用対効果を聞かせていただいたことで、日野駅には皆様の寄附金、また国費、一般財源を日野駅舎上屋工事のときには7,900万円ほど使っていただき、

また上りホーム工事に対しましても2,200万円ほど使って、合計ここだけでも1億円ほど使っていただいていますけれども、そのことに対して一般の人からもどう見られているのか、その費用対効果というのか、町もお金をかけているけれども、これに対してどう思われているのか、またこれから鉄道の小さなミュージアムをつくっていただくわけですから、この近江鉄道が心配される中、ここにお金をかけさせていただくけれども、その点はどうかもちよっとお聞きしたいと思います。もう、近江鉄道の存続についてはいろいろと聞いていますので、それはよろしいです。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま谷議員よりご質問いただきました2点でございます。

まず、視察等の状況でございます。公式的に来るのというのはそんなにたくさんございません。議会を通じて湯浅町というところも来ておられましたし、先ほどおっしゃった堺市等がございます。あと、県内他市町につきましては、わざわざ説明を聞くというのではなくて、こんな感じでやってはんねやなど、おられる方にお話を聞いて、だからわざわざこちらのどんな経過でどうやこうやという話を聞くことなく、どういうやり方をやったのかということによって来られている場合もございます。あと、また先ほどおっしゃっていただきました運営上の中で、こうけん舎の方の部分で、ワンデイオーナーのやり方等も含めてお聞きされている方もおられますし、正式にというとなそんなに多くないんですが、いろいろな形で訪れて気楽にいろいろとお話を聞かせていただいているという方はたくさんおられるようにはお聞きしております。

それから、あと期待されてという部分で、よく似てやはり駅が老朽化してきているという部分で、どのようにしていったらいいかなというので、1つの例としてこちらに来られて、じゃあちょっと検討してみますということで帰られたということで、一定の参考にされて、今後対応されていけるのかなというふうには思っております。

それから、費用対効果につきましては、先ほども概略、町長の方からもお話がございましたけれども、お金に関して云々という部分につきましては、実際にこうけん舎さんの中でワンデイのオーナーさんがどの程度で行かれるかという部分と、その費用対効果もでございますけれども、町としての費用対効果としましてはやはり、まずは、町内は当然ですが町外にもたくさん日野駅を応援していただく方を得たという1つの関係人口と申しますか、財産としてそれをちょっと、そこも重く思っております。

それともう1つは、この日野駅の取り組みの中で、日野町を広くPR、全国的にもPRをさせていただきましたし、今の集める手法につきましても全国紙の中で扱

っていただいたり、そういうような部分では非常に大きかったのではないかなというふうに考えております。

先ほど申しました利用者の面では当然でございます。あと新しいところでいいますと、チャレンジショップができるということ、今まではなかなかそういう、一遍やってみようかなというような形ではできなかった部分ができるということで、さらには先ほどから話いたしますこうけん舎さんと、地元の方と一緒に行政がやっていけるという部分につきましては、非常に大きい効果ではないかというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 日野駅の前の商店街も大分シャッターも閉まっていますし、またそれでちょっと変わっていくのかなという思いもありますが、またこの駅を中心として私たちも続けてやっていきたいと思っておりますので、またいろいろと後ろから支えをしていただければありがたいかなと思います。

この間の、先ほど視察に来られました大阪府の堺市の人もこの町の役場の人はええ人やなということをはりまして、ほんだけそろえて出していただいて、日が変わり店主で入るだけならわしらもほんでええなと言って帰られましたけど、そういう役場であっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目に、道路についてをお伺ひしたいと思ひます。道路につきましては、県道日野徳原線必佐バイパスに続いて平成31年度に県道日野徳原線内池バイパスの工事は一応完成し、32年度には通行が可能になるかなと思われております。町道内池水口線との交差点にラウンドアバウト、環状交差点が県で2番目の計画と聞いていましたが、その後の経過についてをお伺ひしたいと思ひます。および関連道路についてもお伺ひします。

1つ目に、工事の進行状況をお願ひします。

2つ目に、今後の県道日野徳原線内池バイパスの後はどうなるのかをお伺ひします。

それと、3つ目に、町道内池水口線と里口区側の町道大窪内池線の交差点の計画についてもお伺ひします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 県道日野徳原線内池バイパスの工事進行状況と今後の予定、また里口地先の町道交差点の計画についてご質問をいただきました。

県道日野徳原線内池バイパスは、滋賀県東近江土木事務所により平成29年12月から三十坪側より1期目の工事が始まりました。現在は2期目の工事として、同じく三十坪側で平成30年12月18日より平成31年6月28日までの工期で、578メートルの工

事が施工されております。また、内池側では平成30年12月より埋蔵文化財の調査を実施しております、平成31年の夏ごろの完了の予定というふうになってございます。地元の皆さんのご協力に心より感謝をいたしておるところでございます。

今後の予定でございますが、国の補正に採択されましたこともありまして、平成31年度中に町道内池水口線との交差点側から工事が進められ、平成32年度中に三十坪から内池間の供用開始を目標として、工事を進めていただいているという状況でございます。

次に、里口地先の町道内池水口線と町道大窪内池線の交差点の計画でございますが、現在のところ、ああした取りつけが行われているところでございます、現在のところ変更をするという予定はないところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） このまま順調に進んでいけば開通になっていくということでお伺いしました。

バイパスができますと、今、3年計画で日野駅もしていただいているそれと、またバイパスとの間の田んぼの問題も出てくると思いますが、そこもまた以前からのことも出ていますように、土地の見直しというのか、それをしていただいて、またこの開発ができるように、計画的に思っているんですが、その計画をもしかしたら前向きに考えてもらえるのか、考えていただけないのかをちょっとお聞きしたいのと、今の内池側のところにラウンドアバウトの環状交差点ができるんですけども、そこだと交通量もそんな多いこともないのかなという感じで思いますけれども、信号機よりそれの方が安全なのかなという感じもしますが、今、ついてどうなるのかというのはまた、なってみやな分からないと思いますが、その先はやっぱりもう、計画はもう全然ないということだと思うんですが、その点もまた考えていただきたいと思いますと思うので、その点もまたお聞きしたいと思います。

それと、今、町道の今の里口区のところの、以前はその道が抜けていて山本の477国道までつながるような予定もあったと思うんですけども、その点、その計画を考えられるということはもう、全然眼中には、眼中というか、今、もう先を考えることはできないのか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。今、山本から来る道も抜いていただいたので、せっかくそこで丁字路で止まるだけではまたもったいないのかなという考えもありますし、交通量も結構多くて、今の477と山本の新道とが、割に車が並ぶという感じを見ているので、その計画もちょっとあれば聞きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 谷議員より再質問をいただきました。

まず、内池バイパスの工事ができた後の開発の関係なんですけれども、これは日

野駅の駅裏のあの辺のことですよね。工事が完了した後に駅周辺のいわゆる農地の部分の開発についてどう考えているかということやと思うんですけども、基本的にあの区域については市街化調整区域であり、また青地ということでばりばりの農地でございます、なかなか、農地ということもあって、開発というと一足飛びにはいかへんかなというふうには考えます。

ただ、この先どうなっていくかということも分かりませんので、今、確実にあそこは開発しますというようなことも言えませんし、全然可能性がないとも言えませんが、現段階では基本的にはハードルは高いかなと。場所的に開発がすぐ手がつけられるようなところではないかなという認識をしております。

それから、ラウンドアバウトができた後の計画ということでございますが、基本的には今の内池バイパスについては国道307まで抜くという計画がございます。ただ、法線なり何なりというのはまだ、詳細はまだ出ていないということでございますが、最終的には307号までつなぐことになるかというふうに考えています。

それから、里口地先の道路の関係でございますが、これにつきましては議員も言われましたように、山本地区の方からは平成29年度まで行政懇談会の要望の中でもいただいております、町の回答としては早期に整備することは難しいということで回答させていただいております。

それから、平成26年ごろにも農道整備にからめて要望があったというふうな記録が残っておりますのと、平成10年ごろにも計画があったということで記録が残っております。ただ、地権者の方との調整がなかなかうまくいっていないというようなことも残っております、そのときはそういうことで計画がなくなったというようなことでございます。ただ、山本さんからの要望、30年度はございませんでした。これについては新しい農道が完成したこともあってか、出ていないのかなというふうには思うんですけども、29年度まで行政懇談会の方で要望も出ておりますので、現地の方も確認はしております。これにつきましては、里口さんの方からは全然要望がございませんが、里口さんの方と山本さんの方なりで協議をいただいて、地元の方から要望があれば土木工事補助等も活用いただきながら、整備は可能なかなということも思われますので、ぜひ、もし計画等ございましたら、建設計画課の方へご相談いただければなというふうに思います。

現在のところ、町としての整備の計画はございません。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 今の駅舎の上りホームのプラットホームから風景を見て、田園の風景がええと言われているのに、そこを開発したらまた違うイメージに変わってしまうか分かりませんが、その計画になってきたらまた時代も変わってくるか分かりませんので、お願いしたいと思います。

それと、今、里口区のところでも要望が上がってきたら考えますと言われてい
ますけれども、ここの突き当たったところに今、いずみ介護さんがおられる。そのと
ころが、町のところがありますので、その道を広くしていただいて、後ろの農道ま
でつないでいただいだけでも十禅師の農家、田んぼをしている人が、物すごいお礼
を大分言っておられますので、ただ里口区が関心がないだけで、これはまた私が詰
めていきますので、その点、言ったらいけるということで、課長、よろしいですや
ろか。その点、今、言うてくれはりましたで、ちょっと私も里口区へ言ってくる
ので、道をつないでもらえることができるようお願いして、要望して、またして
おきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 次に、1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、私から2点質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、外国人住民多文化共生の取り組みについてさせて
いただきます。

昨年12月に成立いたしました出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部
を改正する法律、改正入管法でございますが、によりまして、本年4月1日から新
たな在留資格による外国人材の受け入れが始まります。施行後5年間の受け入れ数
は、介護や宿泊、建設、農業など14業種で計約34万5,000人を見込んでいます。今後、
滋賀県内でも外国人労働者の増加が想定されます。昨年12月末時点の県内在住の外
国人人口の調査結果速報値によりますと、県内で暮らす外国人は前年比2,730人増の
2万9,263人で、4年連続増加であります。市町別では大津市4,276人が最多で、長
浜市3,369人、東近江市3,240人、甲賀市3,216人、湖南市2,987人と続いています。

このような状況に対し、滋賀県は平成31年度一般会計当初予算案に外国人材の受
け入れ拡大に向けた関連予算を計上し、相談窓口の整備運営費や病院への多言語対
応タブレット設置、企業向け受け入れ窓口の開設などの施策を盛り込んでいます。

我が町におきましても、今後、外国人住民の増加は想定されます。外国人住民の
方に対応した関連施策や多文化共生の取り組みも進めていく必要があります。

そこで、3点、まずお伺いをいたします。

1点目は、当町における外国人登録者数の現状についてお教え下さい。国籍や居
住地域、仕事先など、詳しい情報も可能な限りお教えいただければと思ひます。

2点目、今後、外国人労働者の増加の見込みはあるのかをお教え下さい。

3点目ですが、当町における外国人住民に対する現状の対応や体制、多文化共生
の取り組みについてお教え下さい。

議長（杉浦和人君） 1番、堀江和博君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 外国人住民多文化共生の取り組みについてご質問をいただきま
した。

まず、日野町における外国人登録者数の現状でございますが、平成31年2月末現在で住民登録されている外国人の人口は、男性299人、女性224人の合計523人です。国籍別の数は17カ国ありまして、多い順にブラジル214人、ベトナム114人、フィリピン47人、韓国・北朝鮮45人、中国39人の順となっております。居住地域は湖南サンライズおよび日野地区に多く居住をされております。また、外国人労働者の状況でございますが、町が実施している企業・事業所台帳調査では、回答のあった119社のうち21事業所に369名の外国人労働者がおられ、業種は製造業が多い状況でございます。

次に、外国人労働者の増加の見込みについてでございますが、2月に行った企業訪問では、労働力不足が大きな課題となっており、今後外国人雇用を検討すると話される企業が多く、増加することが予想をされています。

次に、外国人住民に対する現状の対応と体制でございますが、まずポルトガル語通訳・翻訳の臨時職員を住民課に1名配置しておりまして、住民課の窓口・電話対応を行うほか、各課などからの要請に応じて通訳・翻訳業務を行っております。あわせて幼稚園、小学校においても保護者に対する文書の翻訳や面談での通訳などを行っております。

暮らしの面では、外国人の方が転入されたときに日野町について少しでも理解を深めていただけるよう、5カ国語に対応した『近江日野の暮らし』の概要版を住民課窓口でお渡ししております。また、国際親善協会の事業として韓国語講座や英会話教室が開催をされております。また、夏には氏郷まつり「夏の陣」で町内企業に就労されている外国人の方を対象に浴衣体験事業を開催し、日本文化に触れ住民の方との交流を図るなどの事業に取り組んでいただいております。

外国人労働者に対しましては、商工会や日野第二工業団地企業協議会とも連携し、交通安全等について啓発に取り組んでいるところでございまして、さらに広域的な取り組みとして、東近江警察署管内の事業所等で組織する外国人地域連絡協議会においては、外国人の方の安全や地域住民との良好な関係の保持等について啓発事業などに取り組んでおります。

小・中学校における取り組みについては、教育長の方から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 小・中学校の取り組みについてお答えをさせていただきます。

現在のところ、町内の小・中学校におきましては、日本語指導の必要な児童生徒が23名在籍をしております。国籍につきましてはブラジル、フィリピン、ネパール、ニュージーランド、中国の計5カ国でございます。日本語指導の必要な児童生徒は、生活や学習に必要な日本語の指導につきまして週に2時間から3時間程度、授業を

受けまして、徐々に日本の学校生活にもなれ、そのうち学習に参加するようになり、そしてまた友達とも仲よく生活できるようになってまいります。

また、住民課所属のポルトガル語の通訳・翻訳の臨時職員がおられまして、その方を在籍のある学校に週1回派遣していただきまして、文章の翻訳、また保護者との面談を実施しているところでございます。さらに、月1回になりますが滋賀県外国人児童生徒いきいきサポート支援事業がございまして、この事業により県からの支援員が小・中学校に派遣されます。ここでも通訳、そしてまた翻訳業務、保護者相談、国際理解教育の推進に向けての情報提供などをしていただいております。

そのほか、中学校による韓国恩山面への派遣交流ですとか、小学校外国語活動の学習、また外国の人や文化に触れたりする学習をしております。このような中、我が国また我が町の文化とともに外国の文化に興味を持たせる内容を各教科の発展学習などに取り入れまして、国籍や民族の異なる人が文化的な違いを認め合い、よい関係を築いていく、ともに生きていくという多文化共生に向けた取り組みをしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまご答弁の中で、町内で523名おられるということで、やはり毎年増えてきているんだという状況でございます。今後も増えてまいりますので、やはり従来とはまた違った形で体制を整えるということは非常に重要であろうと思います。

そういった中で、4点ほど再質問をさせていただきたいと思いますが、まず1点目に、実際に役場の窓口で外国の方が来られることがあると思うんですけども、大体、感覚的で結構なので、毎月大体何名様ぐらいが来られて、どういった内容で来られているのか、そういった現場の状況みたいなのを1点目にお教えいただければと思います。

次に、2点目でございますが、現在のところポルトガル語に関しての翻訳と申しますか、担当の話せる方がおられるという状況でございますが、先ほどもお話の中でベトナムの方が増えていたりとかフィリピンの方とか、今後も増加の可能性というのはきっとあると思うんです。そういった中で、従来のポルトガル語だけで果たして大丈夫かという議論もまたできるのかなと思うんですが、そのあたり、今後の対応の体制について、ポルトガル語以外にもしっかり対応していくべきなのか、そのあたりの見解を、2点目にお伺いをさせていただきます。

そして3点目でございますが、主にその方々がお住まいになられているのがサンライズや日野地区ということでございます。そこで実際にどういうコミュニティーを形成されているのか、コミュニティーを形成されているのかどうかということからなんですけれども、また地元の方々とのかかわり合いがあったりとか、いい形

のかかわり合いもあるかもしれないですし、逆に何かちょっとトラブルがあったりとかというの、もしかしたらあるかもしれないので、そのあたりの実際のサンライズや日野地区のお住まいの現状みたいなのを、3点目にお伺いをさせていただきます。

最後、4点目につきましては、教育現場でお子さんが23名いるということでございます。ちょっと素朴な疑問なんですけれども、同じ授業を受けてしゃべられない方はサポートをされているということだと思えますけれども、そのほかの子どもたちと全く同じ授業を受けておられるのか、またそこで学校にうまく溶け込めておられるのかどうか、そのあたり、現場の状況なんかを教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま外国人住民について質問をいただきました。

まず、1点目の住民課の窓口の方にどれぐらいの外国人の方がお見えになっていて、内容はどういうことかということのご質問ですけれども、私もずっと住民課の席におりまして、ほぼ毎日、外国人の方がおられるなというような感想を持っております。主な内容としてはやはり転入転出を含め住所の異動と、あと戸籍等の届け出に來られまして、住所の異動が伴う場合に置いて、例えばお子さんがおられる場合でしたら保育所とか幼稚園とかの絡みも、小学校の絡みも出てまいりますので、そういった場合はそういう方面に案内するというところでございます。

2点目のポルトガル語以外の言葉、言語の対応をどのように考えていくのかということですが、今、私が前年度、今年度と住民課長でおりますけれども、言語が通じないということでのトラブルは窓口では今のところないと。ただ、婚姻などの届け出について、日本の法律と外国の方の法律とが若干違いがあって、その辺、法律の違いから理解がされないとか納得されないということで、担当者が苦慮しているという場面があります。ただ、そう言いながらもいろいろな十何カ国の方が現におられますので、今、住民課ではポルトガル語対応しかできないという現実があります。そういう意味で、県内の市町の中においては自動通訳機を試験的に導入するというのも聞いておりますし、近いところだと甲賀市、外国人の多い愛荘町、湖南市の方もするというようなことも聞いております。

住民課の窓口だけでなく、やっぱり行政サービスということで、先ほども言いました、例えば税金の関係もそうなんですし、また福祉や子ども支援といった形での通訳が必要になろうかなということでもありますので、そういう部分、行政サービス全体について、この導入について検討していかなあかなかなというようには、私自身は思っております。ただ、現に導入されている市町、テスト導入されているところに聞いていますと、やっぱり専門用語をうまく訳さないと。住民票と言っても

簡単に訳さないというようなことも聞いていますし、あと、長文になるとなかなか難しい面もあるし、また私がこう言ったけれども相手にこのとおりに伝わっているのかなといった不安もあるというようなことも聞いております。

日野町におきましては、教育委員会の方で来年度から自動通訳機を試験的に学校の方にも導入するというように聞いていますので、こういった自動通訳機がうまく機能するようでしたら性能がいいなど、使えるなというものがあつたら、そういった教育委員会やまた先例の市町の事例を参考に、前向きに導入については検討していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま堀江議員の方から、コミュニティーの関係、外国人の方がどうなのかというような話でございました。

実際の現状として、じゃあどこまで把握しているのかというと、ほとんど把握が余りできていません。というのは、当初はごみ出しの問題で生活関連で一部苦情があつたり、そういうような部分があつたんですが、最近かなり聞かなくなったという部分と、それから実際に移住してこられておうちに入って、本当にコミュニティーに入っておられる外国人の方は、どちらかというとなかなか積極的に地域で溶け込んでやっておられる方が多うございますので、その声もないと。現実にはさらに企業さんがかかわってアパートとかいう部分でおられると、コミュニティーとのかかわりというのがもうひとつつかめていない。そういうような状況でありますので、現実にはどの辺におられるかという地区とサンライズだけという話でございまして、もう少し詳しく調べるといいますか、知って、状況を地域にお聞きしてというのもひとつかなと思って、これからそういう形、出てきますので、そういった対応もしていかなんというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（山添美実君） 現場の状況を説明いたします。

子どもたちの転入状況にもよります。初めて来日したお子さんについては、やはり全く話せないお子さんもいらっしゃいますし、また就学前から学校の方へ来るといってお子さんについては、生活についてはお話しができるということの状況から、それでも学習をするにあたりましては、やはり日本語をしっかりと獲得して学習ができるという状況をつくるということが必要になってきます。それで、先ほど教育長のお話にもありましたように、日本語指導をする教員を配置しまして、週の2時間から3時間、教科の学習、それから生活に必要なことについての勉強をします。また子どもたちは友達同士で遊んでいるときにいろいろな言語を獲得して、そして生活しているうちに徐々に獲得していくということになっていきます。ただ、全部がそのことをしたからといって全部分かるということではないですので、難しい勉

強の中にいるという状況も確かにあるというような現状でございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 再々質問ということで、毎日来られるということで、自動翻訳機、ポケトークとかですかね、もしかしたら。確か二、三万円で売っているやつなのですごく性能がいいという話もありますので、今後検討をいただくのが、とりあえずはいいのかなと思います。

そういった中で、1点目にコミュニティー関係の部分で、今後また把握をしていただければと思いますが、コミュニティーに関連してやはり、災害が起こったときにどうやっていくかというところは非常に今後、さらに重要になってくる部分だと思います。役場のホームページとかには、避難するときはというふうな記載があつて、その中に、外国人には情報が伝達できないおそれもあります、近所の人たちと話し合つて救援体制と分担すべき役割を決めておきましょうというような記載がなされている部分が唯一ありまして、となりますと災害が、仮にそれなりの災害が起こったときに、やはりそういった方々にもしっかり伝達できる、コミュニケーションがとれる状況というのは今から意識はしておくべきだと思います。そういった部分で、外国人の方々が災害時にどうやってもらうかという部分の体制と、またお住まいの方々にそういう意識を持ってもらうということが必要だと思いますが、そのあたりをどうお考えなのか、1点目にお伺いをいたします。

そして、もう1点、ただいま子どもたちが学校の方に行かれていますということで、日本で先進的な浜松なんかはもう、20年以上前からブラジルの方とかが非常に多いということで、先進的にされて取り組みを進めておられます。そのときによく話が出るのが、外国の方であっても、例えば外国の方で母親の方が非常に、日本の母親も、ママもそうなんです、孤立しやすいと。特に外国人の母親の方は、子どもたちと違ってまた学校というコミュニティーもなくて、周りとのつき合いも非常に少なく、非常に困るというような事例があるとのことであります。浜松なんかでは、そういう外国の方のお母さんにもフォローをするところまで気を配っているという状況なんです、今すぐどうこうというわけじゃないと思うんですけども、そこまである程度、ケアというか視野を広く持って今後、進めて、検討を深めていくということは大事かなと思いますが、そのあたりの外国人の子育て中の母親に対しての見解なんかも、もしありましたら、2点目にお伺いをさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 堀江議員より外国人に対する災害への対応についてご質問いただきました。

議員おっしゃいますように、現在では外国人さんの方向けに情報が流れるというか、お知らせするという体制もなかなかできていないというところでございますし、

多言語でのパンフレットができていないわけでは実はないでございます。いずれそういう対応もしていくべきかなというふうに思っておりますが、これより整備を考えてはいるんですけども、防災アプリではつくろかなというふうに思っておりますが、そういったところで多言語の対応ができるようになりますので、そこから1つは対応ができるかなというふうに思いますし、もう1点は、コミュニティーということでお話しされました関係で、防災対応につきましては31年度より各集落さんにお伺いして状況を聞いていく中で、そういった外国人さんへの状況も同時に聞いてみて、どういった対応ができるか等も検討してまいりたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 外国人さんのお母さんということの、その辺のフォローということなんですが、教育委員会としては、積極的にその辺のことについてはしっかり取り組んでいるということではないんですが、ただ、子どもさんは小学校なり来ていただきますと、その生活であったり宿題の状況であったり、生活として伝えることがしっかり伝わらないと、また子どもさんを通じてそれが分かると声をかけたりをさせていただいていますので、その辺については、子どもさんを通じた中で親御さんの方の困っておられる度合いであるとかいうのを細かくいけたらなというのが理想かなというふうに思っております。

また、外国人の方は案外、外国人同士の、コミュニティーまでいきませんがつながりというのは確かに強く持っておられますので、その辺のところでもありますし、また困ったことがあれば学校を通じて町の方としても積極的にかかわっていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 最後、要望ということで、災害に関しましては多言語対応のパンフレットや、そういったものも非常に必要になってくるかと思っておりますので、対応していただければと思います。また、ママさんの件に関しても理解をいたしました。これからそういう社会状況になってくるということですので、これを機会に一つ一つしっかり整備を進めていくということが大事かなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、2点目に移らせていただきます。

長時間労働と働き方改革について、昨年、働き方改革一括法が可決され、働き方改革という言葉が大きく取り上げられました。特に長時間労働の是正は喫緊の課題となっております。特に自治体職員においては増員が難しい中で、近年は行政ニーズの多様化と事務量が增大することに加え、民間と異なり災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務が認められることから、長時間労働が避けられ

ない状況にあると言えます。また日本全体に蔓延する長時間労働を美德とする価値観がその改革を妨げていると思います。その結果、働き方改革を推進すべき公務員の働き方改革が進んでおらず、いわゆるブラックとの指摘も当然ながらございます。業務の効率化はもちろんです、職員の心身の健康を維持するためにも、自治体職員における長時間労働の是正は早急に取り組むべき課題でございます。

そこで、3点お伺いをいたします。

町役場職員の長時間労働の現状と対策についてお教え下さい。

2点目ですが、公立学校の教職員の長時間労働の現状と対策についてお教え下さい。

最後に、役場職員ならびに教職員の長時間労働を原因とする精神疾患の罹患や休職、退職などの事例があるのか、またメンタルヘルスのケアはどのように行っているのか、お教え下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 長時間労働と働き方改革についてご質問をいただきました。

職員の時間外勤務の状況でございますが、労働基準法の改正による時間外労働の上限規制とされる一月45時間を超える時間外勤務をした職員は、今年度4月から1月で全職員の25パーセントとなっております。また、職員1人当たりの1カ月の時間外勤務の平均時間は14時間となっております。過度な時間外勤務は心身への影響を懸念されることから課題と考えており、退庁を促すため蛍の光のメロディーを毎日午後8時45分と午後10時に流しているほか、毎週水曜日のノー残業デーを徹底するため、管理職員による職場巡回も実施しております。各種制度の新設や改正、多様な行政要望等に対応していくためにも、今後人員配置などの対応も考慮し、職員が健康で生きがいを持ち住民の皆さんとともに行政を進められる職場環境づくりに努めたいと思います。

次に、過去に長時間労働を原因とする精神疾患の罹患等の事例についてでございますが、これまで私傷病による休職をした職員はおりますが、長時間労働による精神疾患であると医師の診断書が提出されたケースはございませんでした。また、メンタルヘルスケアの対応についてでございますが、町では平成28年度より改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックを正規職員および臨時嘱託職員を対象に年1回実施をしております。受験結果は、職員一人ひとりにストレス反応の状態や仕事上でストレスとなる量的負担や質的負担、対人関係等のストレス等の分析結果を返し、ストレスへの気づきと心の健康管理に役立てております。なお、ストレス度が高いという結果が出た職員には、心理カウンセラーによる面談を受けるよう案内をしております。さらに所属単位に集団分析を行い、その結果を所属長に伝え、職場のストレス要因の把握と改善に役立てているところでございます。

公立学校の教職員に関しましては、教育長より答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 公立学校の教職員の長時間労働の現状と対策についてでございますが、町では学校における働き方改革取り組み方針を定めて取り組んでいるところでございます。時間外労働が45時間を超える教職員の割合は現在、小学校が47パーセント、中学校が71パーセントで、まだまだこれは高い割合でございますが、徐々に縮減の傾向でございまして、先生方の中にも長時間労働に対する意識が高くなってきているのかなというふうに思っているところでございます。

また、年度初めですとか学期末、また大きな行事が重なっているときは長時間労働が多くなるということが課題ではございますけれども、そうした中で行事ですとか会議の精選、そしてまた教育課程や校務分掌の見直し、さらには学習支援員やスクールサポートスタッフを活用したり、また部活動の指導員の配置をするなどに取り組んでいるところでございます。部活動の実施日や時間の制限等につきましても実施をしております、これは県内の広範囲の中でルール化をしているものでございますが、教職員が本来の業務である授業や児童生徒の指導に専念できる環境を整えるということが大事であるというふうに考えて、実施をしているところでございます。

今後も教職員の心身の健康を図るとともに、教材研究ですとか子どもと向き合う時間を確保して、質の高い総合的な指導ができるように環境整備、そしてまた意識改革の両面から取り組んでいきたいと考えております。

また、ここ数年における教職員の長時間労働を原因とする精神疾患の罹患や休職、退職などの事例でございますが、そうした精神疾患、そのことを起因とした発症というものは例としてはございません。しかし、メンタルヘルスの対策は大切でございますので、取り組みを進めておりまして、まず管理職によって教職員の状態を把握するという、具体的には業務の量ですとか内容はどうかとか、また人間関係はどうか、悩みを抱え込んでいないかと、さらには心身の健康状態についても、日ごろからコミュニケーションを図る中で見ているところでございますし、風通しのよい職場環境をつくるように努めてもらっているところでございます。

また、予防に関する情報等を定期的に提供したり、町の行政職員と同じように全教職員を対象にしたストレスチェックを実施したりしております、予防や早期発見に心がけているというところでございます。そして、ストレス度が高いという結果が出た教職員に対しましては、心理カウンセラーによる面談を受けるように案内をして、ケアに努めているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 再質問させていただきます。

昨日の質疑でもございましたので、それを踏まえて追加の質問をさせていただきたいなと思います。昨日の質疑でもございました日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、今議会でも諮られているかと思います。人事院規則に従ってその上限を月45時間、年360時間と。ただ他律的業務の非常に高い部署においては月100時間、年720時間と設定されたということがあります。ですが、重要なことが、それが実効性のあるものにするかどうかというところだと思います。

今日に至るまでさまざまな取り組み等されてこられたと思うんですが、なかなかやはり、もちろん日野町だけではなくていろいろな自治体でも、課題になっている状況であります。さまざまに調べますと、やはり公務員の方々が長時間労働になる理由というのが大体4つであろうというふうに言われているみたいでございまして、まず、自発的なもの、自発的に長時間労働に誘導してしまう要因として2つということで、1つは残業手当というものの存在と、そして2つ目は人事評価にそれがつながってしまうという可能性ということが言われているようです。そしてもう1つは非自発的なものとして、仕事がそもそも多過ぎるということと、あと最後に、上司より先に帰りにくいというのが4点目ということがあるようです。上司というかそのほかの同僚より先に帰りにくいという状況です。

私は、もちろん職員ではございませんので、現場が実際どうなっているかということはもちろん、分かりませんが、ただ、この4つは確かに一般論としてもそのとおりに感じています。

それぞれの要因に対して対応していくということではありますが、1つ目の残業手当につきましては、そもそもの公務員制度そのもののあり方の話ですので、ここではちょっと話をすることではございません。

2つ目の人事評価につきましては、つまり長時間働いた方が評価が高くなるというような風土がやはりどこかにあるのではないかなというふうに思います。論理的には成果である程度評価されるべきでありますけれども、長時間やから頑張っているから偉いなというのは、やはり今後、その考え方も変えていかないとあかんという状況であるのだらうと思われま。

3つ目に、仕事が多過ぎるというのは、本当にそうなのかなと思います。例えば先ほどノー残業デイという話がありましたけれども、早く帰っても仕事は減らないというわけでございまして、結局どこかで穴埋めをしないといけないわけで、そもそも仕事自体をどうやっていくかということが根本的な問題になるんだらうと思います。

そして、4点目、先に帰りにくいというのは、私も民間に勤めていたときはもう、そのとおりでございます。下の者にとって上司は早う帰りやと言うんですけれども、

それはわなだつというふうな風土はあるんじゃないかな。そう言われても、いや、頑張ります、待っていますというふうなことが評価されると。逆に早う帰りやと言ってすつと帰ったら、なんや、冷たいなど。それは日本人全般だと思ふんですけど、そういう風土、必ずあると思ふんです。そういった部分もやはりメスを入れていかないといけないのかなと思ふます。

今、長々と申しましたが、そういったことを踏まえまして再質問ということで、1つ目に、やはり残業を減らす具体的な数値目標って大事かなと思ふんですが、1点目にその数値目標はあるのかどうかということにつきまして、両部局にお伺いをさせていただければと思ふます。

そして2つ目、先ほども申し上げました人事評価において、長時間労働がやはりどうしても高く評価をされてしまうといった風土というのは実際にあるのかどうか、そのあたり、もしありましたら教えていただければと思ふます。

そして、3点目でございますが、先ほども言いました、そもそも仕事の量が多過ぎるという状況でございます。そういった部分で必要な業務を削るということはさすがにできないと思ふんですが、前から引き継いでやっていて、実際には必要性は、本当はこの仕事、もういいんじゃないかなと思ふものもやはり、前例からの慣習でずっと残っている業務とかというのは、もしかしたらあるのかなと思ったりします。そういった業務を見直したり、また会議が本当に多いとかといったことも、会議を精査していくということ、こういった業務全体のボリュームというものを圧縮できる部分は圧縮するような、そういったことを定期的に見直すような場とか状況があるのかどうか、3点目にお伺いをさせていただきたいと思ふます。

そして、最後です。最後に申し上げました、職場の中で先に帰りにくいというのは、そういう風土はあるのかどうか、お伺いをさせていただきます。

以上、済みません、両部局にお伺いをさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 議員より何点かご質問いただきました。

まず、なかなか時間外を減らしていくという、実効性という部分では本当に難しいなというふうに感じているところでございます。議員おっしゃいましたように、いろいろな原因もあるのかなと思ふんですが、1点目の具体的な数値目標については、今のところ定めているものはございません。それで、町長が申しましたように、ああいった巡回等での啓発の中で、ここ3年間、時間外の手当の額だけでいきますと下がってきているというのが現実でございまして、時間外申請の総時間数も減ってきているというのが実態でございまして、なかなかそれだけが成果ではないというふうに思っておりますので、実態として時間外をする職員もたくさんおりますので、そこはこれからの取り組みだと思っております。規則の方で45時間、また年間360

時間と定めますので、そういったもので一定の目安ということで今後、対応していくべきものと思っております。

それから、人事評価で時間外をすると評価が高くなるのかということでございますが、これは全く違う話でございます、逆に人事評価はまず自己で、自分で目標を立てることから始まりますので、自分で目標を立てたものを、所属長と相談の上、立てた中で、その目標に向かって自分がどれだけ頑張れたかという評価をまず自分でし、それを所属長がどうだったかと評価するものなので、それに時間をかけておられるのでは逆に評価は落ちるのではないかなというふうに思いますし、ここは人事評価というふうには私ども、制度的には設けてはいますが、あくまでこれは人材育成であるというふうに当初から職員とは言っております、自分で目標を立てることによって、いかに自分の業務をこの時間にちゃんとできるかという、自分で自分の仕事は管理していく、また所属長もそれをコーディネートしていくという、ある意味、町長のトップからの指示を担当課が部下に伝え、それをまた部下が理解して自分が目標を立てていくという流れの中での人事評価ですので、時間外と人事評価が結びつくというものでは考えておりません。

それから、多い原因として、大変、見直しは必要だなというふうに思っております。なかなか難しいんですが、毎年所属長との面談の中で、業務量が今年はどうなのか、増えているのか、人員が足りているのかという面談をさせていただいた中で、人事に反映していこうということで、それは継続してやっているところでございます。実態としてなかなか、ご要望に応えられていないというのが実態ではございますけれども、1点はそういったことも対応させていただいております。

今後、今後といいますか今年度から1つは財政的な面で業務を見直していこうということで、各課の業務の見直しを、ヒアリングをさせていただいております。これは今年度、31年度も継続してやっていくというふうに言っております、自分の仕事のといいますか、課の業務を見直していただく中で、限られた予算の中でどう効率よくやっていくかというのを見直してほしいということで、3年間かけてやろうということで今、言っているところでございます。

もう1つは、帰りにくい風土ということでございますが、実は管理職は時間外手当は出ませんので、全職員で時間外の総数を割りますと25パーセントということで、先ほど45時間を超える職員が25パーセントと言っておりますけど、それは管理職も含めておまして、実際、管理職と時間外が出る職員とを区分けしてしますと、管理職が時間外とは、難しいですけれども、管理職が残っている時間の方が長いという実態が実はございまして、それが帰りにくい風土になっているかという、そうはなっていないと思うんですが、なかなか管理職もしっかりと自分の仕事も持ちながら管理もしていただいているということでご苦労いただいている、また災害でも第

一義的に管理職が動いているということもありますので、一定、ご苦労いただいているというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） それでは、何点が質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

残業を減らすための数値目標ということでございます。校務、教職員の職場はブラックという言葉が定着というか、そういうこともあるんですが、現在、先ほど教育長に述べてもらいました数字が、現在、小学校で47パーセント、中学校で71パーセントという数字が出ておりますが、45時間を超える教職員の割合を小学校では40パーセント、中学校では50パーセントということを一応の数値目標として、させていただいているところでございます。

2番目の、人事評価がそれにつながるかということでございますが、給与体系も教職員の場合は私ら行政職とは違いますので、仕事をしたために残業手当が増えるということはありませんので、そのことも含めて人事評価に直接つながるものではございません。

それと、業務の圧縮というか仕事の見直しですが、これは先ほど教育長も答弁しましたとおり、学校の全体の会議の精選であったり、校務分掌の見直しであったり、させていただいています。また学習支援員ということでの職員につきましては、先生が勉強に使う道具以外にもコピーであったり印刷であったり、そのようなことを使ってできるだけ教職員が子どもと接する時間をとるような体制も現在とっておりますし、部活動の方でも週1回、平日は休みになるとか、土曜、日曜は1日休みにするとかいうようなことを、ガイドラインを設けまして、このごろは今年度からは積極的に取り組むようにさせていただきながら、全ての環境を整えさせていただいているというふうに思っています。

また、小学校等によりますと、地域の方のボランティアということで、裏山の掃除であったりというようなことを積極的に取り組んでいただくことによりまして、教職員の仕事も少し軽減をされているのかなというふうなところでございます。

最後の、職場に長いこと、帰りにくいかということでございますが、その辺につきましては、役場ですとタイムカードがあったり、今はパソコンの中で出退勤をするわけですが、そのようなことが今まで現在ありませんでしたので、そのようなことも教職員の職場でも導入をさせていただきまして、まずは教職員の意識をつけて、そこで自分たち自らが働き方改革をするということの意識を持ってもらうために、今年度に出退勤のシステムを入れまして、そして来年度から本格的な導入、活用をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、再質問ということで、しっかり理解をさせていただきました。管理職がほとんど長時間であるというお話もありました。しっかり理解をさせていただきました。

そういった中で、1点だけ両部局に再質問ということで、やはりお一人お一人の意識というお話があったかと思います。まさにそういう部分というのも非常に大きいのかなど。組織としての部分と、プラス各個人がそういう意識を持つということが大事かと思います。そういった中で、こういった働き方に関する研修等といったものはされておられるのか、管理職の方々だけのものがあったりとか、一般職の全職を対象にしたものとかといった研修をされておられるのか、参加をされておられるのかをお伺いさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 再々質問をいただきました。

まず、そういった時間外に対する管理職としての研修等についてでございます。管理職にあたりましては、管理職となったその年、また翌年、どちらかで管理職研修を受講いただくようにしております。それは県の研修センターでの研修ということで、管理職としての職員とのやりとりとか業務の分担等、いろいろ全体を含めまして管理職研修をさせていただいているところでございます。特に時間外に限ってといった研修としてはやってはおらないんですけども、時々の研修の中でそういった仕事の進め方みたいな研修はございますので、そこは職員を募る中で参加を各自でいただいているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 研修についての再質問を頂戴いたしました。

研修ということで、教師の方が全ておそろいになるというのはなかなかできませんが、定例の教職員会議等で説明をさせていただいていますし、またこのようなガイドラインをつくっていますので、こういうことを発信した場合にはそれについてしっかりと、各中学校であったり、そこで教頭先生のもとにしっかりとその辺を伝えていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 最後、要望ということでお願いいたします。簡単に増員等はなかなか難しいと思うんです、昨今の状況ということで。ただ、その一方で、行政サービスのニーズというのは拡大して、まさに長時間労働を減らすどころか何もしないとこのまま増えていくような社会的な状況にあるのかなと思います。特に住民さんへの対応が必要な部分とか、イレギュラーな災害も含めてですけど、さまざまなイレギュラーなものが出てきたときに、本当に時間関係なしで対応しないといけないということが多々あるかと思います。だからこそ通常の業務の中で改善できる部

分をやっていったりとか、また長時間労働が美德となるような雰囲気も改善していくとかいうことをしっかりやっていかないと、まさに現場で頑張っていたいでいる職員さんがもたなくなってくるんじゃないか、回し切れないんじゃないかなと、もちろん部署にもよりますけれども、と思っております。そうなりますと、行政サービスの向上どころか低下を加速させてしまうということにもつながっていくんじゃないかなと思います。

今回、長時間労働へ対策するということが、最終的には行政サービスの向上につながるんだと、めぐりめぐってその勤務のやり方をうまくやっていくということが行政サービスの向上につながるという認識というものは我々全員が持って、今回、条例も改正されるということで、この是正の取り組みを一層進めていただければなと切にお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は16時5分から再開いたします。

—休憩 15時48分—

—再開 16時05分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を許可いたします。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、1番目の地域の宝を後世に伝えていく取り組みについて質問させていただきます。

どこの地区でもあると思われましてけれども、先人たちの努力によりまして、特に鎌掛地区におきましてはふるさとと歴史、鎌掛の歴史、つまり歴史書が、古代時代から関ヶ原合戦まで、また宿場町としてにぎわった江戸時代まで、明治維新から昭和30年町村合併までと分類し、3巻が残されております。これは先人であり、また歴史学者でもありました瀬川欣一さんをはじめとした方々で作り上げられたものであり、後世に残る立派な財産でもあると思っているわけでありまして。

鎌掛地区住民の有志によりまして、ふるさと鎌掛の歴史、つまり歴史書を、現在の私たちが地域の歴史を学ぼうと、鎌掛ふるさと歴史学習会サークルを自主的に平成25年からスタートさせていただきました。鎌掛公民館のバックアップもありまして、30名程度、一定年齢は達しておられる高齢の方もおられますけれども、この30名程度の会員で毎月、公民館でふるさと鎌掛の成り立ちから現在までの歩みを学んでおります。生まれも育ちも鎌掛でありながら初めて知ることばかりで、大変喜ばれているわけでありまして。

学習会の回を重ねる中で、昨年、ふるさとの歴史や暮らしを絵屏風に描き後世に語り継いでいく取り組みが、甲賀市土山をはじめ大津市南比良地区、また草津市の

渋川地区や矢倉地区で行われているということの紹介を受けて、私たちの地域でもぜひ取り組もうということになったわけであります。歴史学習会の会員をはじめ地元の若者数名も入ってもらっております。そこに力強い助っ人といたしまして、地域づくりを中心に活動しておられます同志社大学、また関西学院大学など数名の学生に協力してもらっているわけであります。

昨年の8月には早速聞き取り調査を開始いたしました。鎌掛地域の昭和30年ごろまでの様子を文字に書き起こす作業をしております。作業の中でこんな声がありました。鎌掛は土葬でなく火葬になるのが早かったなとか、よく小学校の運動場の坂で竹スキーをしたなとか、誰々さんは日野菜漬けが上手やったなとか、家での結婚式は大変やったわ、また石楠花せんべいうまかったななどなど、昔の暮らしを懐かしそうに語る話題がたくさん聞き取れました。さらには、この川にはゴリやムツなどたくさん生き物がいたなとか、小学校のイチョウの木がきれいだったな、ギンナンたくさん拾ったななど、暮らしとともに変化していった自然環境を懐かしむ声も多くありました。現在は聞き取り調査だけでなく、実際に模造紙に道路や川などを描く作業とともに、四季折々の鎌掛地区の昔懐かしい様子を絵に描く構想を練るとともに、今年の秋完成に向けて取り組みを行っているところであります。

鎌掛地区のふるさとの記憶を玉手箱として絵屏風に残す取り組みは、単なる昔の記憶を呼び起こすだけでなく、高齢者も参加しておりますけれども、高齢者にとっては元気づくりの場でもあり、また次世代育成とともに里山文化、価値、宝、遺産として地域づくりに生かす可能性を秘めていると思うものであります。鎌掛地区におきましては、まだまだこれからだと思っておりますけれども、今後、絵屏風に描くことだけにとどまらず、地域のよさ、歴史、文化を共有して後世に伝えていく地道な取り組みは必要と思われまます。

そこで、聞かせていただきますが、町教育委員会の思いを伺うとともに、これらに対してその財政的な支援も含めて改めて求めるものでございます。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する教育長の答弁を求めます。教育長。

教育長（今宿綾子君） ただいま對中議員より、地域の宝を後世に伝えていく取り組みについてご質問をいただきました。

地域の宝と考えますと、これは地域で輝くものとしまして、その1つが歴史や伝統文化であると考えております。これらを保存活用することは大切なことでもありますので、地域の歴史について学びと理解を深めるために町史ですとか、そのダイジェスト版を作成・配布しまして、これを教材にして、学校におきましてはふるさと学習を行っております。また、地域では出前講座を開催しまして、これらの宝を後世に伝えていくという授業に取り組んでいるところでございます。

鎌掛地区の絵屏風の作成を現在していただいているところですが、これは地域の高齢者の方々に当時の記録や記憶を丹念に聞き取っていただいて、およそ20年代、30年代ごろまでののどかな風景が広がっている当時の鎌掛のふるさとの風景やよさを、そしてまた思い出を後世に伝えていきたいと作成していただいていると聞いておりますが、これらの絵屏風をつくるという過程を通しまして、地域の魅力を再発見するとともに世代間の交流を促したり、そしてまたその絵屏風を次の世代の人々が見ることで、魅力を後世に伝えていくことができるというふうを考えているところがございます。

このことに対しまして、町の支援といたしましては、圃場整備以前の古い地図ですとか、また町史編纂事業で実施しました地域の古老への聞き取り調査データですとか、またダイジェスト版などの参考資料を提供しております。そしてまたこの作業の中心的役割を担っていただいている大学生たちに対しましては、日野町の歴史、文化に関する説明を行うなどの支援をさせていただいているところがございます。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） 大体、それで分かるわけでありませけれども、まだこの絵屏風が鎌掛ででき上がったわけでもないし、でき上がれば皆さんに見せて陳列して、そういう発表なんかする場を設けなければならんと思っておりますけれども、まだできておりませんので、大体構想的な絵は描けておりますけれども、でき上がればもっと強くいろいろと話ができるわけでありませけれども、ただ、この点、2つの点だけちょっと聞かせていただきたいと思えます。

つまり、後世に伝えていくという取り組み、各この地区でも地域でもそうでありませけれども、やっていかなければならないということによく言われておりますけれども、なかなか誰が中心になってやるかというところで、いかないわけです。好きな、何か興味を持つ者だけにやるような傾向になっております。

そこで、どうしてもやっぱりそこで果たす役割が重要なところは、社会生涯教育の中でもあります地区の公民館の果たす役割かなと感じております。教育委員会の、特に公民館の中で、こういう活動が地域から盛り上がるような指導も公民館の中でやっていくといったことができないのかどうかという点について、ぜひ意見を聞かせていただきたいと思えます。

同時に、なかなかの地味なこういった活動でありますので、まだ財源的に、ものをハード的なことをやるんでしたら、どんどん要求はしやすいわけですがけれども、地味な活動で、どれだけの財源が必要かというのがまだ目に見えておりませせん。ただ、今それなりに出てきているのは、紙代とか絵の具代とか表具をしていくための費用とかといったものはもう、今、ある意味ではカンパでやっているわけでありま

すけれども、こういったことに対して鎌掛地区だけというわけではありませんけれども、今、全国的には地方創生というのが言われておりますけれども、例えば地域創生の何かのそういった制度をつくっていくとかいうことに発展させていくようなことも、今後、必要かなと思いますけれども、そういった財政的な支援について、人的な支援とか情動的な支援はそれなりにいただいておりますけれども、財政的な支援につきまして、もしお考えがございましたら、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） ただいま對中議員さんから再質問を頂戴しました。2点頂戴しております。

まず、1点目につきましてでございますが、絵屏風といいますのは現在、取り組まれております鎌掛地区の方では直接はかかわっておらないと思いますが、滋賀県立大学の上田先生が提唱されまして、これまで既に滋賀県下を中心に幾つかの地域でこういう絵屏風をつくられておるといふふうにお聞きしています。この絵屏風をつくるのが目的ではなく、つくるまでの過程で、對中議員も申されましたように、地域の古老の方々から昔のことをお聞きしたりとか、またその中で若い方にも参画していただくというようなことで、つくるまでの過程でもいろいろな効果があると思います。そして、またその絵屏風ができ上がってから鎌掛ではこれからということでございますが、その絵屏風をもとに、例えばおじいさん、おばあさんが子どもさんたちに、昔はこんなことがあったんやでとか、そういう地域の伝統的なことを話されたりとかというようなことで、いろいろな交流が生まれたりするといふような効果もあるといふふう聞いております。

その事業につきまして、日野町内でもほかの地域でも取り組むべきだといふようなご指摘でございます。ただ、そのためには中心的に取り組んでいただける方がなかなかないということでございます。確かにご指摘のとおりでございますが、今、教育委員会の方ではふるさと絆事業というのをしております、各学校単位で支援員さんをお願いして、子どもさんと地域の方々との交流を深めていただくようなコーディネートをしていただいているわけなんです、そのような活動の中で、また地域のことを学んでいただく大人の方も増えてくるだろうと思っておりますし、その中からまたこういう事業のリーダーになっていただける方ができるんじゃないかといふようなことも期待をしておるところでございます。そのための行政の支援につきましては、できる限りのことにつきましてはさせていただきたいなと思っております。

それを公民館とのかかわりの中でといふようなお話でございましたが、2点目の財源ともかかわってくるんですが、特に鎌掛の場合は1つの大字が1つの公民館ということで、地域のまとまりが非常にいいということでございますので、私の方か

ら一方的に言うわけにいかないんですが、鎌掛公民館さんの方の了解も得られればということですが、この絵屏風の事業を公民館としての鎌掛地区全体の事業として公民館の事業として捉えていただけるようになれば、公民館の経費等も有効に使っていただけるんじゃないかと思っております。

それと、絵屏風の事業の効果につきましては、昔の風土とか暮らしぶりという歴史関係だけではなく、議員も指摘されましたように環境問題であったりとか、それから高齢者の生きがいということで福祉関係もありますし、地域づくりということでは地域振興というふうにかかってくると思います。

現時点ではなかなか、教育委員会サイドとしましては、支援する方法というのはいないんですけれども、教育委員会だけじゃなくいろいろな町長部局の部署等も連携しつつ、また町だけじゃなく県とか国とかの方にも、そういう助成がいただけるような制度がないかどうか情報収集しまして、もしそういう目的に合致して助成等もいただけるというようなことがあれば、情報とともにいろいろなことをまた提供させていただきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま對中議員よりご質問いただきました。

自治会等地域での活動に対する支援という面でございます。町の方では自治の力で輝くまちづくり推進事業という事業の中で、チャレンジ活動支援事業補助金というのがございます。これは対象は、ほとんど自治会が対象ということでございますけれども、町の方の趣旨としては、やはりそうした地域のためにどうしていくのかという課題の中で、課題解決の1つとして対応されていく、それに対しての町としての支援をしていこうということで、2分の1の補助という形にはなっておりますけれども、その使い勝手の部分につきましては、取り組まれる部分での相談をさせていただきながら、活用できるものは活用していただくということで対応できたというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） またいろいろ今、聞かせていただいたことにつきましては、皆さん方とまたご相談もして行って、より充実したものをつくり上げていくように、私たちの方も頑張っていきたいと思っております。ということで、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2つ目でありますけれども、自衛官募集に関する自治体対応の問題について質問させていただきます。

もう既に皆さんご承知のとおり、安倍首相が憲法9条改定の新たな口実として、自衛官募集について自治体の協力拒否を持ち出しております。改憲と自衛官募集をめぐる首相の発言は、今年の1月の本会議での答弁や2月の自民党大会での演説な

どで繰り返されてきたわけであります。特に自民党大会での演説では、自衛隊の新規隊員募集に対して、都道府県の6割以上が協力を拒否しているという悲しい実態があります、この状況を変えようではありませんか、憲法にしっかりと自衛隊を明記して意見論争に終止符を打とうではありませんかと強調したわけであります。

首相はこれまで、自衛隊を憲法に明記しても何も変わらないと言い続けてきたわけであります。しかし、改憲によって自治体の協力拒否という状況を変えようということは、その狙いを明らかにしていると言えるものであります。つまり、首相が言う協力拒否とは、自衛官適齢者、18歳や22歳の氏名や住所、性別をあらわした名簿の提供であります。自衛隊法では、都道府県知事および市町村長は政令で定めるところにより自衛官および自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う、これは97条に規定されているわけであります。しかし、施行令では自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めてはいるものの、名簿提供に関しては、防衛大臣は都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができる、これは120条に書かれているわけであります。自治体には名簿提出の義務はないのであります。そのことから、多くの自治体が個人情報やプライバシー権を保障、保護する観点から、本人の同意なしで情報提供に応じていないことは、ごく当然なことと言えるものであります。

日本国の憲法では、自治体に対して地方自治として明記し、9条とともに平和を保障しております。戦前の大日本帝国憲法には、地方自治の規定はありませんでした。市町村は国の出先機関に過ぎませんでした。戦争に突き進む中で市町村に兵事係が置かれ、徴兵事務をつかさどるなど、国民を戦争に駆り立てる役割を果たしてきた苦い経験がありました。その反省から、戦後、日本国憲法に平和と人権を守るため地方自治を定め、国と自治体を対等な関係に位置づけられたのであります。

その地方自治体が、安倍政権の改憲に協力する流れに巻き込まれるのか、それとも平和のとりでとして流れを食い止めるかが、今、問われている大きな問題だと私は思うわけであります。

安倍首相の協力拒否発言後、自民党内では国会議員を通じて選挙区内の自治体の状況を確認するよう依頼されていることが明らかとなってきたもので、さまざまな圧力が強まってくるおそれがあると思われまます。自衛官募集をはじめとした一連の事務の実態ならびに町当局の見解を改めて伺うものでございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 自衛官募集に関する自治体の対応についてご質問をいただきました。

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条ならびに同法施行令第114条から120条において、県および市町村が行う法定受託事務として規定されております。日野

町では自衛官の募集案内を町広報に掲載するとともに、ポスター等を掲示しているところがございます。また、住民基本台帳法第11条に基づく住民基本台帳の閲覧請求でございますが、住民課事務室内において対象者を抽出した台帳によって自衛隊職員の閲覧に対応しているところがございます。今後におきましても、法令に基づき適正に対応してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） この問題、終われば簡単で終わりますけれども、ちょっと確認だけでも含めて再質問させていただきます。

まず、3つほど聞かせていただきますけれども、今、町長が述べられました、町は町広報ならびにポスターの掲示以外は云々という話があったわけでありましてけれども、今、今日まで募集に関する要請はあったのかどうか、また同時に、この中でも説明されておりました閲覧の関係がありました。住基法に対して閲覧申請がされれば、その対応をしていくという話がありましたけれども、この点の状況もあれば聞かせていただきたいし、同時に住基法の閲覧といえども個人情報の流出という点、プライバシーの保護という点から見てどうなのかという点で、お考えを聞かせていただきたいのが1つです。

そして、同時に滋賀県下の状況がもし分かれば聞かせていただきたいと思います。なぜかといいますと、安倍首相は6割が協力を拒否しているんだという話がありまして、あの後、防衛大臣もいろいろ説明されておりましたけれども、結果的に名簿の提出がされている、提出がぼんとされているのが36パーセントであって、住民基本台帳による閲覧、閲覧による提供が53パーセントで、9割が提供しているんだということが訂正として出されました。全くされていないのが1割というのが実態でありますけれども、滋賀県の状況がどうなのかもしぜひ聞かせていただきたいということを思います。どうか、まずその点、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 對中議員より質問いただきました。

まず、自衛官募集に関する要請の関係でございます。まず、自衛官募集等の推進についてということで、依頼文書が防衛大臣より5月に日野町長宛てで届いております。その中の一文の中には、自衛官の募集環境は厳しいという中で、募集対象情報、氏名、生年月日、男女の別、住所、この4情報について紙媒体または電子媒体で提供いただけることが大変効果的やというような文言が入っております。

また、担当課長会議がございまして、私の方が出席をしているんですけれども、その場でいろいろな広報等の依頼も受けているところございまして、その中でも電子媒体でいただけることはできないかというような要請もいただいているところでございます。

今のところ、そういった場で県下と申しますか担当の方にお話をさせていただいているのでは、日野町では閲覧として一般的にはお願いしたいと。電子媒体での情報提供については、今のところ個人情報保護条例の中では外部情報としての提供情報には承認をいただいているので、できないですよというようなお話をさせていただいたところでございます。

一般的には町の広報に4分の1サイズ、それを年3回載せさせていただいているのと、ポスターと、それと小さいですけどものぼりみたいなものをカウンター等に置かせていただいて、啓発をさせていただいているというところでございます。

それから、閲覧は住民課の方でご対応いただいているので、県下の状況については住民課の方でお答えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） まず、1点目の住民基本台帳法上の個人情報保護の関係ですけれども、住民基本台帳の閲覧について、住民基本台帳法が昭和60年に法律改正をなされていて、それまでは何人に対しても公開することが原則となっておりました。ただ、時代の流れによって個人情報に関するプライバシーの保護について社会的な関心が強まる中において見直され、平成18年の法律改正によっては、何人でも閲覧を請求することができる旨の閲覧制度が廃止され、個人情報保護に十分留意した閲覧制度と再構築がされています。

具体的には、住民基本台帳の閲覧をすることができる場合としては、国または地方公共団体の機関による法令の定める事務の遂行のための閲覧、2つ目には世論調査、学術研究等、公益性の高い活動を行うために必要であると市長、村長が認める閲覧という形になっておまして、今、申しました、いわゆる法令、国がされる法令に定める事務の遂行についての考え方なんですけれども、これについては総務省の自治行政局市町村課長通知というものが出ておまして、この中で防衛省からの住民基本台帳法に関する疑義についてという通知の中身において、地方協力本部が法令に基づき行う自衛隊の募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解するといった内容であり、法令に基づき対処しているという考え方です。

住民基本台帳の閲覧という形で日野町としては対応しているものであって、自衛官募集に係る名簿の作成について協力はしておりますので、決して拒否をしているという考えではございません。

あと、最後に滋賀県下の状況ということで、全てについては確認はできていないんですけれども、戸籍住民基本台帳連絡協議会というものがございまして、そこで会議に出席されている方等に、今回この問題が出たときに確認していますけれども、出席されている市町の方に聞いていると、閲覧という形で基本的には対応している

というのが、全員、そういう回答でございまして、ただ、閲覧もやり方が大きく言うと2つありまして、要は全部の住民基本台帳の、台帳全部の中から対象の人を見てもらうというやり方と、日野町の場合は自衛隊の方がおっしゃっておられる18歳と20歳になる方を対象に閲覧したいということでございますので、町としては他の個人情報漏れないように対象者名簿を作成して、閲覧をいただいているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） 今、説明いただきまして分かったわけでありましてけれども、私、もう少しまた勉強しなきゃならない点もありますけれども、現在、要請文は来ているという話も、5月にあったという話も聞かせていただきました。

そこで具体的に閲覧をこの間やった実績はあるのかどうか、された実績があるのかどうか、その点を1つ聞かせていただきたいということと、これはぜひ町長に、基本的な考え方でありましてけれども、私はぜひ聞かせてもらいたいのは、先ほど言いました戦前戦後の地方自治のあり方の問題の中で、やはり私は結果的に国の下請け機関になってはならない、強制的に提出させないということをきちっと自治体で押さえる、歯止めを自治体もするという基本的なことは、憲法でも保障されている問題だと私は思うわけでありまして。そういったことで、地方自治と憲法のかかわりの中で、やはり私はそこはきちっと貫く必要があるという点で、まず町長のお考えを聞かせていただきたいことと、同時に今、自衛隊の方、いろいろ滋賀県の協力本部とかいうところも含めまして、さまざまな自治体と自衛隊の関係とで協定を結ぼうということも、ちょこちょこされております。例えば今、兵庫県の姫路市あたりでは自衛官募集に対する協定を結んで、もう電子データでどんどん名簿を送るということにされてしまっているところがあります。また今、京都あたりが今大きくもめておりますけれども、これは協定まで行っておりませんが、何らかの形で自衛隊と自治体との協定を、今の自衛官募集だけにかかわらず結んでいこうという傾向がある中で、やはり地方自治の果たしている役割というのか、主体性をやっぱり持つべきだと私は思うわけでありまして。そういった意味から見ても、毅然とした対応をとる必要があるという点で、日野の場合は、先ほどから言われました閲覧でいくというところでやられているという点では、ある意味ではまだ全国的な流れにかなっているのかなと私は思うわけでありましてけれども、そういった意味で、ぜひ今の地方自治と憲法とのかかわりの問題につきまして、町長のお考えをぜひ聞かせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま再々質問ということで、実際自衛隊の閲覧の状況についてのご質問をいただきました。

まず、総務課長が答弁しましたように、30年5月15日付で日野町長宛てにいわゆる自衛官募集等の推進について、防衛大臣から依頼があったと。それを受けて名簿等を紙媒体または電子媒体で提出の依頼がその中に書いてあったということで、その情報を住民課として得まして、近隣市町の方でどういうふうに対応するのかということを確認したところ、従来どおり閲覧という対応でいくということで、そういった旨を中央本部の方に連絡したところでございます。

その中で、今年に入りまして1月18日付で閲覧請求が、滋賀地方協力本部長から通知があつて、来年度に18歳および20歳になる男女の対象者の閲覧をしたいという依頼がありました。2月7日に閲覧のため自衛隊の方が2名来庁されまして、先ほども言いました、あらかじめ対象者の名簿を作成し、その閲覧をちょうど私の前のデスクのところでしたいただいたという状況でございます。

あと、住民基本台帳の閲覧については、広報等でどういった方に閲覧をしていただいたかというのは出しておりまして、平成30年9月号広報に、自衛隊の方にも閲覧いただいたということで、これは去年の分なんですけれども出しておりますので、そういった形で公開はしております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 對中議員から憲法と地方自治の関係についてどう考えているのかというご質問でございます。

私は常々思っておるわけでありまして、この国が日本国憲法のもとで国際社会に復帰をして発展を遂げてきた、それは明確に憲法の施行、制定公布、その戦前戦後で時代を切り分けて国際社会で信頼される民主主義国家として歩みをする、それはそれまでの明治憲法下における日本帝国憲法のもとの結果として歩んでしまった軍国主義を反省し、二度と戦争をしないという誓いのもとでこの憲法ができ、この憲法を多くの国民が支持をし、今日に至っておると思っております。

そういう意味では、憲法に貫かれている徹底した平和主義、戦前の体制、軍国主義の体制の反省からスタートしたと、ここが私は貫かれているというふうに思っております。広く言われております国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義と3本柱が言われておりますが、どれをとりましても二度と戦争をしないという平和主義を貫いているものということでもあります。

あわせて議員も指摘をされたところでもあります。かつての中央集権国家としての国と地方の関係じゃなくて、地方分権、地方自治がそれぞれの地域のことを考えて行動するという権限を有することが地方自治の本旨として憲法に貫かれている、これもまた私は平和主義を補完するといいたいまいしょうか、具現するための大事な観点なのではないかなというふうに思っております。

あわせて、何よりも大事なものは地方自治体、私たち公務員、これは内閣総理大臣

も国会議員も含んで公務員でありますけれども、憲法を尊重し擁護する義務を負っているということでもありますので、率先して公務員はこの日本国憲法の趣旨に沿って活動をする、行動をするということが求められているのではないかというふうに思います。

そして、役場行政はかつて赤紙を配ったということがございますので、そういうことを繰り返さない、そのために努力しなければならないものと思っております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） これで私の質問を終わらせてもらいます。

私事でございますけれども、私も24年間議会議員をさせてもらいまして、長きにわたって皆さん方にお世話になりました。議会での一般質問はこれでもう、全て私は終わる予定をしております。どうか、長いこと本当にありがとうございました。心よりお礼申し上げます、私の質問をこれで終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで、9番、富田幸君、2番、後藤勇樹君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。速やかに、どうぞ。富田 幸君。

9番（富田 幸君） 議長のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

昨日の質疑の中で、有害鳥獣駆除事業が、私、猿の個体数調整ということについて質問をいたしました、その中で2億7,000万円余りの事業費というふうに申し上げましたが、2,700万円余りの事業費の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。大変失礼をいたしました。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 昨日の一般質問の中で、私も有害鳥獣駆除についてのお話のくんだり、ございましたけれども、議第17号の平成31年度日野町一般会計予算書の中にあります有害鳥獣駆除の予算2,700万円と計上されておりますところ、2億7,000万円と発言いたしました。ここでおわびして訂正申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、明15日午後2時からおよび18日午前9時から予算特別委員会を、19日には午後2時から総務常任委員会を、20日には午前9時から産業建設常任委員会を、午後2時から厚生常任委員会を、22日には午前9時から人口減少対策特別委員会を、午後2時から地域経済対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長のお知らせを省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

3月26日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 散会 16時47分 —